

icmif

International Cooperative and
Mutual Insurance Federation



フィリピンにおける相互扶助・協同組合組織のマイクロインシュランスに関する状況調査

フィリピンにおける相互扶助・協同組合組織のマイクロ・インシュアランスに関する
ICMIF 国別診断調査報告書

謝辞

調査時期：2015年

執筆者一同は、この調査を完成するのに不可欠な支援と協力をいただいた、次の個人の方々および組織に対し謝意を表明します。

まず第一に、資金を拠出いただいた国際協同組合保険連合（ICMIF）、特にこの取り組み全体を開始し進めていただいた、ICMIF新興市場担当シニア・バイスプレジデントであるサビエ・パテル（Sabbir Patel）氏と、ICMIF開発委員会委員長であるハイメ・アリストトゥル・アリッブ博士（Dr. Jaime Aristotle Alip）に謝意を表明します。

また、調査実施にあたり全面的な協力をいただいた、全てのマイクロインシュランス相互扶助協会（Mi-MBA）および協同組合の役員、経営幹部、スタッフの方々には、大変お世話になりました。

忙しいスケジュールにもかかわらず、貴重な時間を割いてフォーカスグループディスカッション（FGD）に参加し、率直な意見を共有下さった保険契約者である会員の皆様にも御礼申し上げます。

エマニュエル・F・ドック（Emmanuel F Dooc）保険委員長にも、委員会スタッフへのインタビュー許可等ご支援をいただき、非常に感謝しています。マイクロインシュランス部のロサリンダ・バクトル（Rosalinda Bactol）氏とスタッフの方々にも、相互扶助に基づくマイクロインシュランスについて惜しみなく意見を共有していただいたことに感謝申し上げます。

また、膨大なデータから長い時間を費やして有意義な分析を行った、本調査の調査員であるレイチェル・リヴァス（Rachelle Rivas）氏とリー・マラパド（Lee Malapad）氏にも、心から感謝しています。

最後に、ここにお名前を挙げられない全ての方々にも、貴重なご支援に対し心より謝意を表明いたします。

フリオ・ホセ・バンソン（Julio Jose Banzon）

ジュン・ジェイ・ベレス（Jun Jay Perez）

はしがき

国際協同組合保険連合（ICMIF）による、フィリピンにおける相互扶助・協同組合組織のマイクロインシュランスに関する国別診断調査をここにご紹介することができ、嬉しく思います。

この調査は、新興市場における相互扶助に基づくマイクロインシュランスのプログラムを理解するため、ICMIFにより行われている一連の調査の第2弾となります。これらの調査は、ICMIFの5-5-5戦略の一環としておこなわれており、貧困層の災害からの回復力を向上させ、SDG（持続可能な開発目標）の達成に寄与するという、ICMIFのコミットメントを示すものです。ICMIFはRIMANSIと提携して、フィリピンにおける本調査を実施しました。

協同組合の保険組合（CIS）や相互扶助に基づくマイクロインシュランス組織（Mi-MBA）などの相互扶助組織は、フィリピンのマイクロインシュランス総額の77%を占める主要な組織形態となっています。フィリピンは、マイクロインシュランス部門の業界標準、アクセスフレンドリーな規制、財務能力向上イニシアチブで知られています（CGAP、2010）。予想通り、保険商品に対する意識の向上と持続的な経済成長は、マイクロインシュランス部門に課題と機会をもたらしています。この文脈において、ICMIF調査では、フィリピンのマイクロインシュランス部門における組織ガバナンスを向上させ、社会的使命を追求しながら、相互扶助組織の持続可能性を確保していくことが必要だということを明らかにしています。さらに、本調査により、フィリピンにおけるマイクロインシュランス部門が持続的・長期的に発展していくためには、相互扶助組織、政府機関、ドナー、ICMIFをつなぐネットワーク組織およびリソースセンターとして、RIMANSIのような同部門内の他のプレイヤーが積極的に関与する必要があることが明らかになりました。



アルン・タンコム教授

アルン・タンコム教授（Professor Thankom Arun）

金融インクルージョンに関するICMIFアカデミック・ステアリング・グループ（ASC）

議長

目次

掲載図一覧	i
掲載表一覧	ii
付属資料一覧	ii
略語一覧	ii
要旨	iv
はじめに	1
調査の目的と手法	2
調査の目的	2
調査手法	2
調査の範囲と制約	3
国別プロファイル：フィリピン	4
保険セクターの構造	5
保険セクターの業績	5
保険業界の状況	6
相互扶助組織のマイクロインシュランス - 保険セクターの下位部門	6
ICMIFによる相互扶助組織の定義	6
ICMIFによる「相互扶助に基づくマイクロインシュランス」の定義	7
フィリピンにおけるマイクロインシュランスの定義	7
フィリピンにおける相互扶助に基づくマイクロインシュランスの公式化	8
相互扶助に基づくマイクロインシュランスの主要プレイヤー	8
相互扶助に基づくマイクロインシュランスの規制環境	9
相互扶助に基づくマイクロインシュランス提供組織の概要	15
マイクロインシュランスの需要と供給	22
相互扶助に基づくマイクロインシュランス市場のカバレッジ	25
マイクロインシュランス市場の概要	25
相互扶助に基づくマイクロインシュランスの保険商品	28
マイクロインシュランス契約数／契約者数の増加	33
保険料収入／会員拠出金の増加	34
賠償率	35
営業費率	36
Mi-MBAの商品別コスト	37
保険金の給付	38
適時給付率	39
流動性比率	39
支払能力比率	40
総資産利益率(ROA)	41
今後の見通しと課題	42
結論と推奨事項	43
付属資料	45
参考文献	53

掲載図一覧

図1. ライセンスを有する保険会社の数: 2012年11月と2015年5月の比較	5
図2. 相互扶助に基づくマイクロインシュランスの主要プレイヤー	8
図3. フィリピンにおける相互扶助組織の地理的分布	16
図4. 相互扶助組織の組織年齢分布	16
図5. 資産の増加 (2012-2014年)	17
図6. 相互扶助組織を開始した目的	17
図7. 会員のガバナンスにおける役割	18
図8. 商品設計における会員の役割	19
図9. Mi-MBAとCISが受けている技術的・財政的支援	19
図10. Mi-MBAとCISが受領した無償支援の内容	20
図11. テクノロジーの利用	20
図12. 保険に関する意識啓発活動	21
図13. フィリピンの所得層別世帯数 (単位:百万世帯、2014-2020年)	22
図14. フィリピンのマイクロインシュランス市場予測 (2014-2020年)	23
図15. 相互扶助に基づくマイクロインシュランス市場の対象範囲と市場シェア (2014年)	25
図16. 保険契約者の職業	25
図17. Mi-MBA 会員の性別構成	26
図18. 保険契約者の地理的分布	26
図19. 保険契約者の地方別分布	27
図20. 貧困率と保険契約者の分布	27
図21. Mi-MBAの保険商品	28
図22. BLIPの対象となる家族の人数	28
図23. 毎週の会員拠出金額	29
図24. 自然死の場合の会員および扶養家族への最大給付額	29
図25. 会員が死亡した場合の扶養家族に対する生命保険金給付額	29
図26. 会員の災害死亡に対する保険金給付額	29
図27. 保険契約者の扶養家族の災害死亡に対する保険金給付額	30
図28. 補償パッケージの内容	30
図29. 提供中の保険付加サービス	32
図30. Mi-MBAとCISの保険商品販売経路	33
図31. マイクロインシュランス契約数/契約者数の増加(2012-2014年)	33
図32. 保険料収入の増加 (2012-2014年)	34
図33. 賠償率 (2012-2014年)	35
図34. Mi-MBAの賠償率実績	35
図35. 営業費率 (2012-2014年)	36
図36. 営業費率から見たMi-MBAの業績	36
図37. 商品別の会員拠出金/保険料収入に対するコストの割合	37
図38. 会員に支払われた保険金	38
図39. 適時給付率 (2012-2014年)	39
図40. Mi-MBAの適時給付率に関する実績	39
図41. 流動性比率 (2012-2014年)	40
図42. ソルベンシー・マージン比率 (2012-2014年)	40
図43. 総資産利益率 (2012-2014年)	41

掲載表一覧

表1. 登録済みMi-MBAおよびCISの一覧（2014年）	15
表2. Mi-MBAとCISの比較	16
表3. CLIMBSとCISPの信用生命保険商品の比較	31
表4. CLIMBSとCISPの生命貯蓄保険商品の比較	32

付属資料一覧

付属資料1. 調査回答組織一覧	45
付属資料2. Mi-MBAのマイクロインシュランス商品一覧（2013年7月現在で保険委員会による承認済みの商品）	48
付属資料3. 生命保険会社と承認済みマイクロインシュランス商品の一覧（2013年）	51
付属資料4. 損害保険会社と承認済みマイクロインシュランス商品の一覧（2013年）	51
付属資料5. フィリピン保険委員会およびフィリピン中央銀行の回章および保険覚書回章	52

略語一覧

AAI	Asian Actuaries and Insurance Agency, Inc
ADB	Asian Development Bank（アジア開発銀行）
ADD	Accidental Death and Dismemberment（災害による死亡および後遺障害）
ADReM	Alternative Dispute Resolution Framework for Microinsurance（マイクロインシュランスの代替的紛争解決枠組み）
ARMM	Autonomous Region of Muslim Mindanao（ムスリム・ミンダナオ自治区）
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations（東南アジア諸国連合）
ASKI MBA	Alalay sa Kaunlaran, Inc Mutual Benefit Association
BIR	Bureau of Internal Revenue（内国歳入局）
BSP	Bangko Sentral ng Pilipinas (Central Bank of the Philippines、フィリピン中央銀行)
BLIP	Basic Life Insurance Plan（基礎生命保険プラン）
CAR	Cordillera Autonomous Region（コルディリエーラ行政区）
CARD MBA	Center for Agriculture and Rural Development Mutual Benefit Association
CARE MBA	Cooperative Alliance for Responsive Endeavor Mutual Benefit Association
CDA	Cooperative Development Authority（協同組合開発庁）
CGAP	Consultative Group to Assist the Poor（貧困層支援協議グループ）
CIS	Cooperative Insurance Society（協同組合保険協会）
CISP	Cooperative Insurance System of the Philippines
CLIMBS	CLIMBS Life and General Insurance Cooperative
CLIP	Credit Life Insurance Program（信用生命保険プログラム）

CLSP	Coop Loan Savings Plan (協同組合ローン貯蓄プラン)
DOF	Department of Finance (財務局)
FGD	Focus Group Discussion (フォーカス・グループ・ディスカッション)
FICCO MBA	First Community Cooperative Mutual Benefit Association
GIZ	Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit (German Agency for International Cooperation) (ドイツ国際協力機関)
GLIP	Golden Life Insurance Plan (ゴールデン生命保険プラン)
GYRT	Group Yearly Renewable Term (団体向け・年次更新可能な条件)
HMOs	Health Maintenance Organizations (健康維持機関)
ICMIF	International Cooperative and Mutual Insurance Federation (国際協同組合保険連合)
IMC	Insurance Memorandum Circular (保険覚書回章)
KCCDFI MBA	KFI Center for Community Development Foundation, Inc Mutual Benefit Association
KGI MBA	Kazama Grameen, Inc Mutual Benefit Association
KMBA	KASAGANA-KA Mutual Benefit Association
NATCCO MBA	National Confederation of Cooperatives Mutual Benefit Association
MBA	Mutual Benefit Association (相互扶助組織)
MFI	Microfinance Institution (マイクロファイナンス機関)
Mi-MBA	Microinsurance Mutual Benefit Association (相互扶助によるマイクロインシュランス組織)
MIPSS	Microinsurance Innovations Program for Social Security
MIS	Management Information System (管理情報システム)
MVAH	Motor Vehicle Accident Hospitalization (自動車事故による入院)
NGO	Non-Government Organization (非政府組織)
NIRC	National Internal Revenue Code of 1997 (1997年の内国歳入法)
NSA	National Statistical Authority (国家統計局)
PBC MBA	Peoples' Bank of CARAGA Mutual Benefit Association
PCIC	Philippine Crop Insurance Corporation
PhilHealth	Philippine Health Insurance Corporation
QPI MBA	Quidan Pag-inupdanay Mutual Benefit Association
SEC	Securities and Exchange Commission (証券取引委員会)
SEDP MBA	Simbag sa Emerhensiya Asin Dagdag Paseguro Mutual Benefit Association
SRCDC MBA	Sto. Rosario Credit and Development Cooperative Mutual Benefit Association
RSF	Retirement Savings Fund (退職貯蓄基金)
ROA	Return on Assets (総資産利益率)
TPD	Total Permanent Disability (全身の恒久的障害)
TSPI MBA	Tulay sa Pag-Unlad, Inc. Mutual Benefit Association

要旨

1. フィリピンは、自然災害や人為的災害に対して最も脆弱な国の一つと考えられている。同国の地理的位置は地震、台風、火山噴火、洪水の影響を受けやすい。国内の多くの地域では、何十年にもわたる武力紛争を引きずっており、低所得層や社会的に疎外された層が最も高いリスクにさらされている。
2. ここ数年の驚異的な経済成長にもかかわらず、フィリピンの貧困と不平等は引き続き存続している。人口の推定25%が貧困ライン以下で生活しており、マイクロインシュランスの潜在的市場は1,400万世帯と推定されている。フィリピン政府は、より公平な富の配分をもたらす包括的な成長戦略を積極的に推進している。金融インクルージョンは同戦略の重要な要素であり、低所得者層がマイクロインシュランスを含む手頃な金融サービスにアクセスしやすくすることを目的としている。
3. フィリピンのマイクロインシュランス部門は、保険委員会が2006年に相互扶助に基づくマイクロインシュランス組織（Mi-MBA）という新たな形態を導入し、マイクロインシュランス商品を定義する回章を発出して以来、急速に成長している。マイクロインシュランスの保険適用対象者は、2008年以前には310万人に過ぎなかったが、2014年末には3,110万人にまで増加した。
4. 相互扶助組織はマイクロインシュランス部門において優勢な組織形態であり、マイクロインシュランスの対象者全体の77%を占めている。フィリピンには、協同組合保険協会（CIS）とMi-MBAの2つのタイプの相互扶助組織が存在する。CISは、マイクロインシュランスが公式化される前から、過去40年にわたり存在しており、保険対象者全体の26%を占めている。Mi-MBAは、組織年齢の平均が8年という若い組織形態で、対象者全体の51%を占めている。
5. Mi-MBAの数は、2006年には1組織だけであったのが、2014年には22まで増加した。一方、CISの数は変化せず、2組織にとどまっている。CISは、商業保険会社と同じ規則で規律されているが、協同組合として税制上の優遇措置が与えられている。Mi-MBAは別個の制度下で規律されており、非株式非営利団体として資本要件の緩和や免税措置を受けることができる。
6. 相互扶助に基づくマイクロインシュランス組織が提供できるのは、基礎生命保険商品のみであるが（複合ライセンスを有する1つのCISを除く）、損害保険を付帯することはできる。Mi-MBAの生命保険商品は個人に保険証書を発行するが、団体向けであり、かつ加入必須である。CISは、団体向けの商品と個人向け商品の両方を提供しており、機関（協同組合）の会員団体に自発的に提供される。機関の会員団体は、これらの商品（特に団体向けの保険）を個々の一次会員に提供し、加入を義務づけている。
7. 信用生命保険もまた、多くの相互扶助組織によって、加入必須な保険として提供されている。
8. 相互扶助組織は、パートナーエージェントモデルを通じて商品を販売している。Mi-MBAは、親会社のマイクロファイナンス金融機関（MFI）を販売経路として利用することがよくある。これらのMFIは、非政府組織（NGO）、農村銀行または協同組合の形態をとることができる。CISは、その機関の会員団体（協同組合の一次会員）を主要な販売経路として利用している。CISはまた、自社商品の引き受けのためにマーケティングエージェントを直接募集している。
9. 相互扶助組織による保険の対象範囲はフィリピン全体に広がっている。Mi-MBAの保険契約者は主にルソンに集中している（67%）のに対し、CISの保険契約者はヴィサヤ諸島（39%）、ミンダナオ島（25%）地域に集中している。CISの保険契約者は大部分が主要都市の中心近くに集中しているのに対し、Mi-MBAはすべての地域に広がっており、貧しい地域にサービスを届ける能力を示している。貧困度の高い地域における普及率は、これらの地域にパートナー・エージェントがなく、サービスコストが高いために、依然として低いままである。
10. 相互扶助に基づくマイクロインシュランス部門の成長の可能性は、次の要因により今後5年間は引き続き明るい状況にある。
 - a. 現在のマイクロインシュランス市場の53%は未開拓のままである。同時に、フィリピンの人口増加が予想され、市場は拡大し続けている。
 - b. 規制当局は、Mi-MBAを支援する規制環境を整えており、新しいプレイヤーがマイクロインシュランス部門へ参入することを引き続き推奨している。

- c. Mi-MBAのネットワーク協会であるRIMANSIが技術サービスプロバイダーとして出現したことにより、Mi-MBAの継続的なアドバイザー支援が確保できるようになった。
- d. 非公式の保険業者を排除するという政府の意向により、新たに相互扶助組織を設立したり、既存の組織の会員を拡大する機会が生じている。
- e. インターネットや携帯電話アプリケーションの技術革新により、保険サービスの幅を広げ、コストを削減する機会が生じている。

11. 成長機会の見通しは明るいものの、相互扶助組織、特にMi-MBAは、次のような多くの課題に直面している。

- a. 相互扶助組織が現在保険サービスを提供している市場の規模は小さく、マイクロファイナンス（クレジットベース）の顧客層に限定されている。融資の借り手でない人々のほうが市場規模が大きいかかわらず、保険サービスの対象となっていない。
- b. 大規模な親MFIとして複数の会員団体を持つクライアントが、伝統的に地元の団体がサービスを提供してきた地域でも事業を拡大している。その結果として、相互扶助組織の間の競争が激しくなっている。
- c. MFIのパートナーエージェントは高い経済成長が見られる地域に注力する傾向があり、貧困地域にサービスを届けることが困難である。
- d. 規制当局が相互扶助組織に対し、生命保険商品しか提供できないという要件を課しているため、会員である顧客の間で損害保険商品の需要があっても対応できない。
- e. 対象市場において、保険一般とりわけマイクロインシュランスに関する意識と理解が欠如している。
- f. 相互扶助組織が新市場に参入し、新商品を導入するにあたり、より戦略的に行動し、能力を向上させ、より効率的に活動する必要がある。

12. フィリピンにおける相互扶助に基づくマイクロインシュランス部門の成長を持続させるために、以下の対応を推奨する。

- a. **相互扶助組織**は、社会的使命を追求しながら持続可能性を維持するために、組織全体のガバナンスを向上させる必要がある。より低いコストでアウトリーチを拡大する戦略として、モバイル技術を導入する可能性を探るべきである。
- b. **政府機関**は、金融リテラシーとマイクロインシュランスに関する意識向上キャンペーンを強化し、非公式な準保険業者を正式に認定し、相互扶助組織のパフォーマンスを綿密にモニターし、義務的な会計基準を作成し、相互扶助組織が免税措置を受けながら損害保険商品を提供できるようにする措置の実現可能性について調査する必要がある。
- c. **ドナーとICMIF**は、管理能力の開発、データベースおよび管理情報システムの向上、モバイル技術革新に関するパイロット事業、新たな市場と商品の開発のため、資金面、技術面および研修面の支援を提供し、また相互扶助に基づくマイクロインシュランス開発のハブとしてRIMANSIを支援することができる。

はじめに

相互扶助および協同組合の組織（以下「相互扶助組織」という）は、何世紀にもわたって世界の保険市場の主要プレイヤーの1つであった。これらの組織は世界の6大陸全域、90カ国で活動している。相互扶助組織がより普及しているのは北米と欧州であり、約5,000の相互扶助による保険組織が事業を行っている。同部門は、世界中で110万人以上の従業員を雇用しており、9億2,000万人の会員または保険契約者にサービスを提供している（ICMIF、2015）。

相互扶助の保険方式は、世界の保険市場で最も急速に成長しているセクターであり、2007年から2013年にかけての保険料収入の増加率は28%であった。これに対し、世界の保険市場全体の同増加率は12%であった。この成長を牽引しているのは、主に北米と欧州であり、それぞれ35%と31%の市場シェアを占めている（ICMIF、2015）。

先進国の相互扶助組織はめざましい業績を上げているが、新興国の相互扶助組織は苦勞して成長しようとしている。これらの新興市場の多くでは、低所得層および疎外された人々に対するリスク保護を提供するために相互扶助組織が設立された。この種の保険は、しばしばマイクロインシュランスと呼ばれ、貧困世帯の脆弱性を軽減するための貴重なツールであることが証明されている。

相互扶助組織は会員が所有し、民主的統制の原則に基づいて活動するため、顧客のニーズに合った商品を提供し、請求処理をスピードアップし、不正を抑制し、会員との信頼関係を形成することができると考えられている。しかし残念なことに、相互扶助に基づくマイクロインシュランスは、望ましい規模に達していないため、貧困層のニーズに応えるためのより良いアプローチの1つとして推進されてはいない。しかし近年、相互扶助モデルが登場して、相互扶助組織には効果的に貧困層へサービスを届け、望ましい規模を達成し、持続性を維持することが可能であるということが示された。

相互扶助組織や協同組合組織を世界的に代表する機関であるICMIFは、これらの成功に感銘を受け、新興市場における相互扶助組織のグローバルな成長を加速するために、これらの成功したモデルを複製して広めるべく熱心に取り組んでいる。2014年にICMIF開発委員会は、5年以内に5カ国で500万世帯（5,500万人に相当）に対し、新たに保険サービスを届けることを目指し、「5-5-5相互扶助に基づくマイクロインシュランス戦略」を策定した。第1フェーズに選ばれた5カ国は、フィリピン、インド、ケニア、スリランカ、コロンビアである。各国の選択基準は、マイクロインシュランス市場の規模と成長の機会、当該国内でマイクロインシュランスを擁護している主要なICMIF加盟団体が存在すること、そして各大陸を代表していることである。

ICMIFは、各優先国における相互扶助に基づくマイクロインシュランスの成長を促進するための国別戦略を策定する予定である。国別の集計データがない場合は、各国の相互扶助に基づくマイクロインシュランスの状況に関する調査を行う必要があり、そのため本調査が実施されることになった。

調査の目的と手法

調査の目的

本調査では、フィリピンにおける相互扶助に基づくマイクロインシュランスの状況を概観できるようにすることを目的とした。具体的な目的は次のとおりである。

1. フィリピンにおける相互扶助に基づくマイクロインシュランスのプロファイルを提示する。
2. 同国における相互扶助に基づくマイクロインシュランスの法的規制環境について検討する。
3. 潜在的な需要と供給に関して、同国のマイクロインシュランス市場を評価する。
4. 同国の相互扶助に基づくマイクロインシュランスのパフォーマンスをレビューする。
5. 成長に関して相互扶助に基づくマイクロインシュランス組織が直面する課題を特定する。
6. 同国における相互扶助に基づくマイクロインシュランスの発展と成長に関する推奨事項をまとめる。

調査手法

調査設計

この調査では、記述的調査および最終的決定調査を行うという調査設計がなされた。

データ収集の手法

主要なデータは、アンケート、フォーカスグループ・ディスカッション（FGD）、主要な情報提供者とのインタビューを通じて収集された。アンケートは半構造的なものであり、2014年時点で保険委員会に登録された相互扶助に基づくマイクロインシュランス提供組織全体の68%にあたる15の組織に対し、電子メールで送付された。情報を確認し、不十分なデータを完成させるために、電話によるフォローアップを行った。回答機関のうち13組織が非株式・非営利団体のMi-MBAとして登録され、残りの2組織は事業会社として認可された協同組合ベースの保険組織（以下CISという）であった。また、以下の理由により、7つの相互扶助に基づくマイクロインシュランス提供組織が対象から除外された。2組織はまだ営業を開始しておらず、1組織は組織更生中であった。別の1組織は経営幹部が調査参加に関心がなく、2組織は会員基盤が非常に少なく、残りの1組織はマイクロインシュランス提供組織であることが確認できなかった。

13のMi-MBAの会員である352人の保険契約者を対象に、22回のFGD（各Mi-MBAにつき2回ずつ）が実施された。FGDは、会員のマイクロインシュランスに関する意識、顧客満足度、問題点、ニーズ、サービス向上のための勧告について情報を収集することを目的としていた。FGDは、調査から生成されたデータを検証するためにも使用された。

相互扶助組織のスタッフと経営幹部を対象とするFGDと個別のインタビューが別途実施された。14のMi-MBAからの57人のスタッフがFGDに参加し、17のCISとMi-MBAから20人のCEO / 上級管理職が個別インタビューに応じた。ディスカッションは、業務上の問題、課題、および業務改善のための勧告を中心に行われた。

さらに、保険委員会マイクロインシュランス部、フィリピン中央銀行（BSP）（金融インクルージョン・アドボカシー担当部署）、アジア開発銀行（ADB）、ドイツ国際協力公社（GIZ）、RIMANSIなどのマイクロインシュランスに関する規制当局およびその他の関係機関の主要人物とのインタビューが行われた。マイクロファイナンスや協同組合のネットワーク組織（フィリピン・マイクロファイナンス評議会、MASS-SPECC協同組合センターおよびヴィサヤ協同組合センター）の主要役員にもインタビューを行った。

FGDとインタビューでは、セッションごとに2～3時間をかけた。インタビューのアポイントは回答者と調整され、彼らは調査の目的について簡潔に説明を受けた。都市部の回答者は農村部の回答者よりも多忙な経済活動のため、インタビューのスケジュールを設定することが困難であった。

マイクロインシュランスに関する調査研究、国家統計局（NSA）、BSPおよび保険委員会による政府統計報告、Mi-MBAからRIMANSIに提出されたニュースレポート・報告書に関する文献レビューから、二次的なデータが得られた。

分析手順

調査結果は、Microsoft Excelスプレッドシートを使用してコード化された。記述的ツールおよび財務比率ツールが分析の主な手法であった。

調査の範囲と制約

本調査には、フィリピンのMi-MBAの大部分（68%）と、CISの100%が関与した。分析に使用された主要なデータは、2012年から2014年をカバーしている。主要な情報提供者は、組織のCEOであった。FGD参加者は、組織の会員歴の長さや所属するセンターの場所に基づいて、管理職によって選定された。

本調査には、Mi-MBAの非会員は含まれていなかった。潜在需要の規模は、家計所得階層に基づく二次データから算出した。

今後の調査では、潜在的なマイクロインシュランスの顧客の選好をよりよく理解するために、Mi-MBAの会員ではない回答者が関与することがありうる。

国別プロフィール：フィリピン

フィリピンは東南アジアに位置する群島であり、約299,764平方キロメートルの総面積を持つ7,000以上の島で構成されている。その長さは台湾の南端付近からボルネオ北部近くまで、1,850キロメートルに及ぶ。同国を3つの主要な海域、すなわち東方のフィリピン海と太平洋、西・北方の西フィリピン海、南方のセレベス海とボルネオ海が取り巻いている。フィリピン群島は3つの主要な島群に分かれており、そのうち最大の島はルソン島で、面積は141,000平方キロメートル、続いてミンダナオ島が102,000平方キロメートル、次いでヴィサヤ諸島が5万7000平方キロメートルである（Porcil, J., 2009）。

同国は、その地理的位置と物理的環境のため、多くの種類の自然災害に見舞われやすい。同国はユーラシアプレートおよび太平洋プレートの動きのために頻繁な地震および火山活動が起こる「環太平洋火山帯」に位置しており、1日平均20回の地震が発生している。また、約300の火山があり、そのうち22が活発に活動している。フィリピンはまた、太平洋の台風帯沿いに位置しており、極端な気象事象に対し脆弱である。毎年平均20の台風/熱帯低気圧が襲い、洪水、地滑り、モンスーンの大雨を引き起こしている。沿岸地域も津波や高潮の影響を受けやすい（Porcil, J., 2009）。

フィリピンには、健全な経済基盤と世界的に認知された競争力のある労働者（世界銀行、2015年）を備えた、東アジアで最も活気ある経済の1つがある。過去5年間（2010–2014年）、フィリピンは6.3%の平均成長率を達成し、これは過去40年で最も高い成長率であった（Balisacan, A., 2015）。サービス部門は引き続き成長の主要な牽引役であったが、産業部門、特に製造業は最も良好な景気であった。2013年には、産業部門がGDPの40%以上を占め、そのうちの4分の3は製造活動の強化によるものであった。2014年には、建設を除いてほとんどのセクターがプラスの成長を示した。農業は2.2%、産業は6.6%、サービス業は6.4%成長した（Ganapin, B.A., n.d.）。需要面では、海外フィリピン人労働者（OFW）の送金により個人消費が増加したことが、部分的に成長を牽引した。海外在住のフィリピン人の送金は、GDPの9%を占めた（Brooks, K., 2014）。

有利なマクロ経済政策環境は、インフレ率を管理可能な水準に保ち、金利を低くし、不良債権を減少させ、財政的および対外的な地位を維持した。財政赤字は引き続き目標より低く抑えられているため、政府支出を融資により柔軟に賄うことが可能である（Ganapin, B.A., n.d.）。

印象的な経済的成果にもかかわらず、貧困と不平等が蔓延し、人口の25%が貧困ライン以下で生活している。フィリピン政府は、経済的利益が大多数のフィリピン人に波及していないことを認識し、5か年の開発計画においてインクルーシブな成長を積極的に追求している。この戦略の重要な要素は金融インクルージョンであり、これはサービスが届かない低所得層が手頃な価格の金融サービスにより多くアクセスできるようにしようとするものである。マイクロインシュランスは重要な金融インクルージョンサービスであり、政府によって推進されている。

保険セクターの概観

保険セクターの構造

保険委員会は、フィリピンの保険法の規定に従って保険業界を規制および監督することを義務づけられた政府機関である。保険を提供しようとする全ての団体は、保険委員会からライセンスを取得しなければならない。これらには、生命保険会社、損害保険会社および複合保険会社ならびにその仲介業者、再保険会社、慈善目的の信託および相互扶助団体（MBA）が含まれる。最近では、健康維持機関（HMO）や教育、年金、葬儀計画を実施する必要性のある企業が含まれるようになってきている。同委員会は、フィリピン財務省（DOF）の行政監督下にある（Insurance Commission, n.d.）。

保険委員会は、保険提供組織を以下のように分類している。1) 複合保険会社（生命保険および損害保険）、2) 生命保険会社、3) 損害保険会社、4) 再保険専門会社、5) 保険会社へのサービス提供会社、6) MBA。2015年5月15日現在、136の企業が保険委員会から公認されている。このうち、4社は複合保険会社、27社は生命保険会社、67者は損害保険会社、1社は再保険専門会社、3社はサービス会社、34社がMBAである（図1）。

2012年11月と比較すると、損害保険会社の数が76社から67社へと12%減少し、生命保険会社の数が29社から27社へと7%減少した。一方、MBAの数は26組織から34組織へと31%増加し、保険サービス会社は1社から3社へと200%増加した。

生命保険会社と損害保険会社の数の減少は、保険業界の統合再編が継続していることを示しており、小規模会社は最小資本要件の増額と再保険費用の増加により撤退を余儀なくされている（PwC, 2013）。MBAの増加は、Mi-MBAの数の増加によるものである（Insurance Commission, 2015）。

保険セクターの業績

フィリピンの保険業界は比較的未開発のままであり、これは保険開発の共通尺度である保険普及率と保険密度にも表れている。保険普及率はGDPに対する支払済み保険料総額の割合であり、保険密度は1人当たりの保険料の額である。

保険普及率

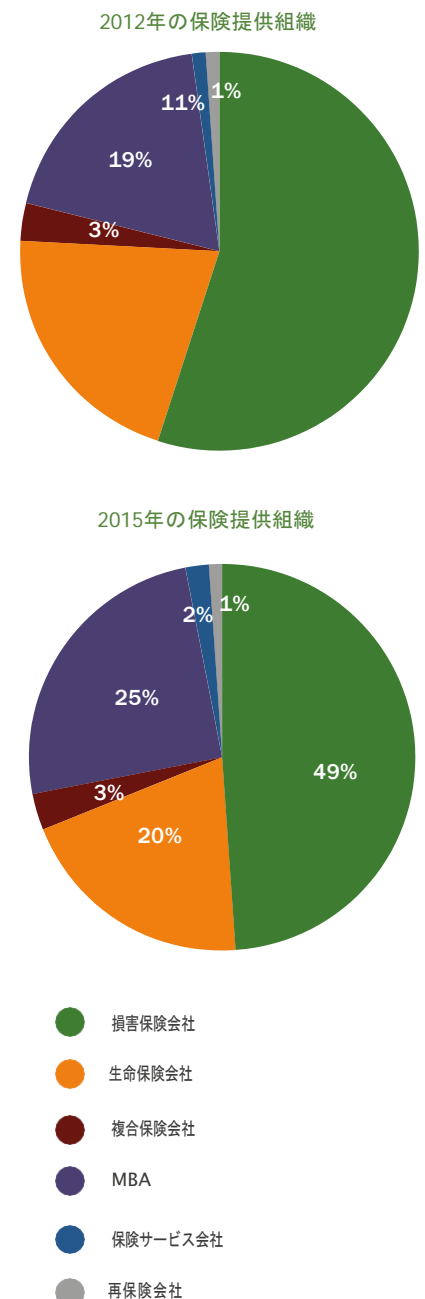
保険普及率は2010年の1.09%から2013年には1.78%に上昇した（Insurance Commission, 2014）。しかし、保険委員会が発表した2014年の暫定数値は、保険普及率が1.56%に減少したことを示している。生命保険部門では、フィリピンは7つの東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国の中で5位にランクしており、保険普及率が最も高いのはシンガポールの5.3%である（Business World Online, 2015）。タイ、マレーシア、インドネシアもまた、保険普及率の高い国である。

保険密度

保険密度は、2010年の1,058ペソ（22.5ドル¹）から2013年には2,084ペソ（ドル 44.3）へと大幅に増加したが、2014年の暫定数値は1,974ペソ（42ドル）となり、5%の減少を示している。生命保険密度は2013年の86%から2014年には84%に減少した。損害保険密度は2013年の14%から2014年には16%に増加した（Insurance Commission, 2014）。生命保険密度の減少は、生命保険会社の数の減少によるものかもしれないが、これは損害保険の場合には当てはまらず、損害保険会社数が減少したにもかかわらず損害保険密度は高まっている。

¹ 本報告書全体で使用されている為替レートは1ドル = 47ペソ。

図 1. ライセンスを有する 保険会社の数：2012年11月と2015年5月の比較



出所: Insurance Commission, 2012; Insurance Commission, 2015

保険業界の状況

保険業界は、損害保険会社と生命保険会社の数が減少したにもかかわらず、引き続き成長した。総資産は、2015年第2四半期には1,073兆ペソ（228億ドル）に達し、2014年の同期間から13%（1,220億ペソまたは26億ドル）増加した。総資産価値の85%は生命保険会社が占めている。総保険料は2014年に24%減少したがその後回復し、2015年第2四半期には42%の増加を記録し、1,161億ペソ（24億7,000万ドル）に達した。総純利益も、2014年に13%減少したがその後回復し、2015年第2四半期には108億6,000万ペソ（2億3,100万ドル）となった。投資は、2014年から17%増加し、2015年には9,300億ペソ（198億ドル）に達した（Insurance Commission, 2015, Insurance Commission, 2014）。

損害保険部門の成長は、壊滅的な損失に対する保険請求の増加と高い税負担により鈍化した。フィリピンの保険税率は、ASEAN諸国の中でも最も高い水準にある（Oxford Business Group, 2015）。

ASEAN金融市場の自由化は、ASEAN加盟国からの保険会社の参入につながると予想されている。競争の激化により、保険業界の合理化と統合が一層進み、結果的に少数の、より大きなプレイヤーが残ると予想される。

相互扶助組織のマイクロインシュランスー 保険セクターの下位部門

ICMIFによる相互扶助組織の定義

国際協同組合保険連合（International Cooperative and Mutual Federation : ICMIF）は、「相互扶助組織」および「協同組合」を、相互扶助の/協同組合的な形態を反映した構造と価値を持つ何らかの組織であって、会員である保険契約者が所有・統治し、彼らの利益のために運営されている組織と定義している。これには、庶民組織、博愛奉仕団体、協同組合、MBA組織、友好団体、タカフル提供組織、非営利団体、コミュニティ団体、財団などが所有する有限会社が含まれる（ICMIF, 2014）。本質的に、相互扶助/協同組合の原則で活動する組織は、法的定義によって制限されることなく、相互扶助組織または協同組合に分類される。ICMIFは保険監督者国際機構（IAIS）と同様に、相互扶助組織、協同組合および他のコミュニティ組織（MCCO）について以下の主要原則を採用している。

- ▶ **会員による所有**：組織によって提供されるサービスの受益者のすべて又はその一部が、会員であることによって組織の所有者にもなっているか、または株主組織におけるオーナーと同様の権限を有する。
- ▶ **民主主義**：組織の総会を構成する会員は、理事会への取締役の選任など、最終的な意思決定に関する民主的権利を行使することができる。
- ▶ **連帯**：会員は有益な成果を求め、その有益な成果はグループの会員に依存している。
- ▶ **一定の集団と目的のために設立されていること**：組織が設立され、会員が組織に加入するのは、共通の目標、目的、または特性によってである。
- ▶ **利益を享受する権利**：利益（剰余）または損失（不足）が会員の権利として生じる。

ICMIFによる「相互扶助に基づくマイクロインシュランス」の定義

ICMIFは相互扶助に基づくマイクロインシュランスを「包摂的（インクルーシブ）な」相互扶助の保険として定義している。それは、人々のニーズに合わせて、保険料の支払と引き換えに彼らをリスクから守るための仕組みであり、そのような保険商品、サービス、または施設の設計、開発、管理、およびガバナンスに対象者が参加できるようになっているものである。相互扶助に基づくマイクロインシュランスは、従来のマイクロインシュランスの定義では対象とならない可能性のある低所得層または疎外された集団のすべてのタイプを包含するため、包摂的であるとみなされている。

フィリピンにおけるマイクロインシュランスの定義

過去10年間で、様々なステークホルダー、具体的には、ドナー、規制当局、学識者などからマイクロインシュランスのさまざまな定義がなされてきた。定義をレビューした文献によると、これらは3つの主要なグループに分けられる。最初のグループは「社会のレベル」に基づく定義を使用するものである。これらの定義は、マイクロインシュランスの提供者（政府に対するコミュニティ又はローカルベース）に関して「マイクロ」を検討した。Dror and Jacquier（1999）は、相互作用が位置する社会のレベルとして「マイクロ」を、経済的手段として「保険」を定義した。

第2のグループは、より消費者指向のアプローチを取った。この定義は、2003年に、貧困層支援協議グループ（CGAP）のマイクロインシュランスに関するワーキンググループ（現在は「マイクロインシュランス・ネットワーク」と呼ばれている）によってなされた。CGAPの定義によれば、マイクロインシュランスは「関連するリスクの可能性とコストに比例した定期的な保険料の支払いと引き換えに、特定の危険から低所得層の人々を保護するもの」とであるとされる（McCord, MJ, Qureshi, Z., Patel, and Wohlner, E., 2003）。

3番目のグループは商品ベースの定義を採用した。彼らは、「マイクロ」という用語を商品の特性（低い保険料、低レベルの保険範囲、手頃な利用しやすさ、アクセシビリティなど）に関連づけた。これらの定義は主にマイクロインシュランス規制の一環として各国で使用されている。

フィリピンはマイクロインシュランスに対して商品ベースまたは規制上の定義を採用している。「保険覚書回章（Insurance Memorandum Circular）（IMC）9,2006」の下で、マイクロインシュランスは「リスクからの保護および災害、不幸その他不慮の事象における救援に関する低所得層のニーズを満たす特定の保険、保険類似商品およびサービスを提供する活動」と定義されている。フォーマルおよびインフォーマルなマイクロインシュランス類似活動は、不慮の事象の発生に先立って保険料、拠出金、会費または手数料が徴収または引き落とされ、かつ保証された給付が不慮の事象の発生時に提供される場合、保険委員会の規則に服さなければならない。

また、諸規則の定めにより、マイクロインシュランスの保険契約は理解しやすいものでなければならず、文書要件は簡潔でなければならず、また保険料徴取の方法と頻度は大きな負担とならず、保険契約者のキャッシュ・フローと一致する必要がある。

フィリピンにおける相互扶助に基づくマイクロインシュランスの公式化

相互扶助に基づくマイクロインシュランスの概念は、フィリピンでは新たな現象ではない。何百年もの間、地元のコミュニティは、自然災害と人為的災害の両方によって引き起こされた、再発する危機に対処するために、土着のリスク分担とリスク管理の連帯スキームを実践してきた。このスキームは、現地では「ダマヤン」（相互扶助や助け合いを意味する）として知られ、フィリピンの公的なマイクロインシュランスの先駆者とみなされており、引き続き多くのフィリピン人によって広く実施されている（Barbin、E.、Lomboy、C.およびSoriano、E.、2002）。

マイクロインシュランスと相互扶助に基づくマイクロインシュランスの始まりは、フィリピンにおけるマイクロファイナンス業界の成功の派生物であった。それはフィリピン最大のMFIであるCARD NGOが、1994年にクライアントの死亡によるローン不履行リスクをカバーするインフォーマルな保険制度を確立したことに始まる。実施の数年後、制度は持続不可能とみなされ、破産に至った。CARDは、規制当局からの指針を求め、彼らの助言に基づき、制度をMBAとして知られる法実体に再編成し、公式化した。農業・農村開発センター（CARD）MBAは成功であることが証明され、これにより規制当局は納得して、MBAが合法的にマイクロインシュランス提供組織として活動することを許可するようになった。

CARD Incは、MFIのグループを率いて、2005年にリソースセンター（RIMANSI）を設立し、CARD MBAモデルを他のMFIに普及している。

相互扶助に基づくマイクロインシュランスの主要プレイヤー

相互扶助に基づくマイクロインシュランスの状況を形成しているのは、保険委員会を主要規制機関とする政府規制当局である（図2）。その他の重要な機関は、マイクロインシュランス商品を販売するすべての銀行を監督・規制するBSP、すべての協同組合を登録、規制・監督する協同組合開発庁（CDA）、すべての商業保険会社およびMBAを法的実体として登録する証券取引委員会（SEC）である。

図2. 相互扶助に基づくマイクロインシュランスの主要プレイヤー

規制環境		
主要規制機関: 保険委員会 他の主要政府機関: SEC, CDA, BSP		
フォーマルおよびインフォーマルな相互扶助に基づくマイクロインシュランス提供組織	販売経路	保険契約者
CIS Mi-MBA インフォーマルな保険提供組織	一次会員である協同組合 MFI コミュニティ組織	次の組織の会員である低所得者: 協同組合の一次会員 MFI 住民グループ
サポート機関		
保険数理サービス: Asian Actuaries 再保険会社: フィリピン国営再保険公社; 国内保険会社 フィリピン・マイクロインシュランスMBA協会 (RIMANSI)		

フォーマルな機関およびインフォーマルなグループは、相互扶助に基づくマイクロインシュランスの主な提供組織である。本調査では、2種類のフォーマルな提供組織であるMi-MBAとCISのみに焦点を当てた。

使用される流通チャネルは、主に、MFI、協同組合の一次会員、コミュニティグループに依存しており、団体向けに商品を提供している。

商品の購入者（保険契約者）は、協同組合の一次会員、コミュニティグループ、MFIの会員である。

フィリピンにおける相互扶助に基づくマイクロインシュランス提供者の正式な協会であるRIMANSIIは、相互扶助に基づくマイクロインシュランス開発に関わる重要な支援機関であり、パフォーマンスおよびコンプライアンス管理サービス、能力向上、調査開発、および政策提言活動を含む技術サービスを提供している。

アジア・アクチュアリー・アンド・インシュランス・エージェンシー社（Asian Actuaries and Insurance Agency, AAI）は、商品の開発と改善、保険数理評価および商品レビューに関与するもう1つの主要プレイヤーである。

ナショナル・リインシュランス社（National Reinsurance Corporation of the Philippines）は、相互扶助組織の再保険会社として機能している。

相互扶助に基づくマイクロインシュランスの規制環境

マイクロインシュランスは、フィリピン政府の金融インクルージョン政策の基盤の1つである。低所得層に適切なリスク保護を提供する必要性をフィリピン政府が認識したことが原動力となり、マイクロインシュランスに関する政策が策定された。政府の積極的な支援は、相互扶助・協同組合組織のための明確なパラメータを備えた、十分に発達したマイクロインシュランス規制制度につながった。

2013年に改正されたフィリピン保険法は、マイクロインシュランスの法的基盤を提供しており、マイクロインシュランスの定義、新規および既存のマイクロインシュランス組織の資本要件および報告要件を定めている。2013保険法が可決される前に、マイクロインシュランスに関する政策上のイニシアチブである次の文書が、保険委員会によって発行された。a) 2010年のマイクロインシュランス規制枠組み、b) 2010年のマイクロインシュランスに関する国家戦略、c) 2011年のマイクロインシュランスに関する金融リテラシーへのロードマップ、d) 2012年のマイクロインシュランスのための代替的紛争解決枠組み（ADReM）。

マイクロインシュランスの規制枠組みは、民間部門を主要な牽引役としてマイクロインシュランスの商品とサービスの安全で健全な提供を奨励・強化促進する規制環境を確立するための、政府の政策目標と方向性に関する概要を示した。また、被保険者の権利と特権を保護するシステムを特定し、推奨した。

マイクロインシュランスに関する国家戦略は、貧困層のための保険へのアクセスを強化するために追求すべき目的、さまざまなステークホルダーの役割、および主な戦略を定義し、民間部門による社会健康保険商品の補完を奨励した。さらに、インフォーマルな保険や保険類似活動の主流化、一般国民の意識啓発と金融リテラシーの促進に向けた方向性を示した。

マイクロインシュランスに関する金融リテラシーへのロードマップは、マイクロインシュランスに関する金融リテラシーを制度化するために採るべき主要な戦略と措置を示した。また、低所得層の間でマイクロインシュランスの導入のための行動を促進したり、そのような行動に影響を与えたりする方法に関する具体的な指針を提供した。

ADReMIは、マイクロインシュランスに従事するすべての保険会社、代理店およびブローカーに対し、保険請求に係る紛争においては調停・和解プロセスを追求し、次の旗印の下で諸要素を相殺するよう要請している。すなわち、「最小の費用(Lowest cost)、アクセス可能(Accessible)、実用的(Practical)、効果的(Effective)かつ時宜に合う(Timely)」であり、頭文字から「LAPET」とも呼ばれる。この枠組みを通じて、紛争当事者が法的なプロセスを経ることなく、紛争解決メカニズムにアクセスしやすくなることが期待されている。

相互扶助に基づくマイクロインシュランス提供組織に関連する組織規則

マイクロインシュランスに従事する相互扶助組織は、協同組合や商業的保険業者とは明確に異なる、一連の制度規則によって規律されている。

すべてのマイクロインシュランス提供組織は、マイクロインシュランスの実施に従事する前に、保険委員会から権限証明書を取得する必要がある。権限証明書を申請する前に、相互扶助の保険会社は、CDAに登録する必要のある協同組合を除いて、SECに正式に登録する必要がある。

MBA

法律は、MBAを以下のように定義している。「資本ストックなしで、非営利目的で形成または組織され、主に会員に病気の際の費用を払うこと、または失業中の会員への財政支援を提供すること、または死亡した会員の親族に一定のもしくは何らかの金額を支払うことを目的としているあらゆる結社、協会または法人であって、その目的の実施が会員から定期的に集められた定額会費または査定額によって行われているか、また、保険証書の発行により、そのような定期的な定額会費や査定額から災害保険または生命保険の保険金が加入者に給付されているかどうかを問わないが、いかなる場合にも、そのような相互扶助の特徴を持つ結社、協会または法人が、純粋に任意の拠出金によってのみ運営され、誰からであれ拠出される寄付が定期的ではなく、かつ/または一定の金額でない場合はこれに含まない。」

IMC 9-2006の下で、Mi-MBAは通常のMBAとは明確に区別されている。MBAは、次の2つの条件を満たす場合にのみ、Mi-MBAとみなすことができる。すなわち、1) 会員に提供するのはマイクロインシュランスの保険契約のみでなければならない、また 2) 少なくとも5,000人の会員顧客を有していなければならない。

協同組合

2008年のフィリピン協同組合法は、協同組合を構成する会員に生命保険および損害保険をマイクロファイナンスまたは通常の保険商品の形で提供する目的で、保険協同組合の登録を行うことを認めている。保険協同組合の会員資格は、正式に登録されたすべてのタイプおよびカテゴリーの協同組合に開かれている。CISは、CISの会員・所有者ではない他の協同組合の保険ニーズに対応することはできない。非会員の協同組合および一般国民の保険ニーズに対応するCISは、保険委員会から商業的な保険免許を取得する必要がある。

保険法は、規制目的のために協同組合保険組織のための別個の分類を設けていない。保険提供組織の分類は、(商業的)保険会社またはMBAのいずれかのみである。2013年の保険法には、協同組合が明示的に保険会社の定義の一部に含まれており、したがって協同組合は同法の規制制度の下にある。第190条には、「本法の目的上、保険業者または保険会社という用語は、保険事業の主体として活動しているすべてのパートナーシップ、協会、協同組合、協同組合または法人が含まれる。これには政府が所有もしくは管理する法人もしくは事業体が含まれるが、相互扶助組織はこれに含まない」と定められている。

資本および投資に関する規制

フィリピンにおける制度上の規制により、相互扶助に基づくマイクロインシュランス組織の成長を支えるさまざまなレベルの資本要件が定められている。

Mi-MBA

Mi-MBAを開始するための当初資本要件は、一般のMBAに比べて低い。一般MBAを新規に設立するには、ライセンス取得のため1億2,500万ペソ（260万ドル）の資本金を持たなければならない。既存の一般MBAの資本要件は、新たに1,250万ペソ（26万6,000ドル）に引き上げられた。

Mi-MBAが営業ライセンスを取得するために必要なのは、保証金として最低500万ペソ（10万6,383ドル）を預託することだけである。これに対し、新規に設立される一般MBAの場合は、1億2,500万ペソ（266万ドル）の資本金が必要になる。この保証金は、将来会員から有効な給付金請求を解決する必要がある場合に備えて、保険委員会によって保有される。保証金は、現地保険業者の最低払込資本金の12.5%に相当する額に達するまで、保険料収入の5%ずつ毎年増額しなければならない。

MBAには、総負債の20%以下に相当する自由かつ用途を定めない剰余金を維持することも求められる。これを超過する剰余額は、配当金、資本価値の向上、現物給付およびその他の関連サービスを通じて会員に還元しなければならない。また、MBAは保険委員会の承認を条件として、余剰の一部を新商品およびサービスの開発、オペレーティングシステムおよび機器のアップグレードおよび改善、会員教育の継続など、能力向上および調査開発のために割り当てることができる。

Mi-MBAについて特徴的な保険法上の重要規定は、「自己資本価値」の概念に関係しており、すべての発行済みの会員証書は、収集された会員拠出金額の少なくとも50%に相当する自己資本価値を持たなければならないと規定されている。自己資本価値要件は基礎生命保険商品にのみ適用され、オプション商品は含まない。MBAも、給付請求に対する支払い又は支払義務の実行のため十分な準備金を維持し、保険委員会の承認を得て金融商品の中に資金を保有する必要がある。

Mi-MBAは、フィリピンの生命保険会社が投資を許可されているのと同じ種類の投資事業または有価証券に剰余資金を投資することが認められている。また、借入人の個人資産の動産抵当によって担保されたローンを会員に貸し付けることもできる。そのような担保がない場合は、借入人の会員証書を担保とすることができる。

Mi-MBAがマイクロインシュランスに関与するための参入障壁は低いものの、撤退障壁は高い。Mi-MBAが解散できるのは、保険委員会の承認を条件としてのみである。保険委員長に対しては、解散を通知するとともに、会員の3分の2の賛成票をもって解散を認める旨の決議の写しを提出しなければならない。保険委員長が、当該協会に対する全ての未済請求が正当に精算・清算されたことを証明した後でのみ、MBAは正式に解散することができる。

協同組合

既述のように、協同組合は、商業保険会社の規制制度の下にある。改正保険法の下で、新規の家庭向け生命保険および損害保険会社に対する払込資本要件は、500万ペソ（10万6,383ドル）から10億ペソ（2,130万ドル）に増額された。新法の成立に先立って設立された保険会社は、具体的な時間枠内で払込資本を徐々に増やす必要がある。これらの既存会社は、2013年までに2億5,000万ペソ（532万ドル）の自己資本を保有しなければならない、これを2016年12月までに5億5,000万ペソ（1,170万ドル）、2019年12月までに9億ペソ（1,915万ドル）、2022年12月までに13億ペソ（2,770万ドル）まで増額しなければならない。

保険委員会は協同組合保険組織について、ポートフォリオの少なくとも50%がマイクロインシュランスであれば、資本要件を引き下げる裁量権を持っている。しかし、この規定の実施のための具体的なガイドラインが未策定であるため、この規定はまだ実施されていない。

協同組合保険組織は、商業保険会社と同じ規則に基づいており、したがって2013年の保険法で認められているように、より幅広い投資手段に保険料を投資することが認められている。旧保険法では、一定の制限の下で、安全が確保された投資しか認められていなかったのに対し、新保険法により、生命保険会社は他の金融機関の株式に投資したり、住宅プロジェクトを買収したり実施したりすることができるようになった。

他の保険会社と同様、協同組合保険組織も、保険契約者への貸付ができるようになったが、新法に記載されている物件や文書による保証が必要である。

商品に関する規制

保険委員会は、相互扶助組織や協同組合によって提供される保険商品の種類を規制している。Mi-MBAは、損害保険商品を提供することはできず、会員に提供できるのは基本的およびオプションの生命保険商品のみである。原則として、基礎生命保険プランへの加入は、MBAの会員資格の基礎となる。オプションの生命保険プランはMBAの有資格者のみが利用できる。基礎生命保険プランについて認められている最大運用費用は、総拠出金額の20%相当である。

協同組合保険組織は、保険委員会が承認したライセンスの種類に応じて、生命保険、損害保険またはその両方を提供することが認められている。

2013年の保険法187条は、マイクロインシュランス商品の規制要件を次のとおり明示している。

- a. 拠出金、保険料、会費または手数料の日割額は、マニラ都市圏における非農業労働者の現在の1日当たり最低賃金の7.5%を超えてはならない。
- b. 保証給付の最大額は、マニラ都市圏における非農業労働者の現在の1日当たり最低賃金の1,000倍を超えてはならない。

IMC 1-2010に基づき、マイクロインシュランス契約は被保険者として会員の直近の親族（配偶者や子供。単身者の場合は両親や兄弟）を含めることができる。保険期間は、保険対象の種類により、保険提供組織によって決定される。

マイクロインシュランス契約は、以下のリスクおよび不慮の事象を対象とすることができる。

- a. 死亡（告別式、葬儀場または埋葬に関する給付と組み合わせることができる。）
- b. 事故と病気
- c. 火災および火災の延長上にある他の危険
- d. 天災/災害およびその他の壊滅的な事象（台風、地震、侵入およびその他の自然災害など）
- e. 損害（人身事故、自動車、金銭保安、給与窃盗など）
- f. 関連する規制当局によって決定される他の不慮の事象

また、規制上マイクロインシュランス契約では、保険金の額面、給付および保険カバー条件について、簡潔な言葉で明記する必要がある。保険料徴収の方法および頻度は、可能であれば被保険者のキャッシュフローと一致させなければならない。毎日、毎週、毎月、四半期毎、半年毎、および毎年のいずれの方法も適用可能である。

マイクロインシュランス契約は、最初の保険料、拠出金、会費または手数料の全額を支払った場合にのみ即時有効となる。マイクロインシュランス契約の給付請求は、保険提供組織が完全な書類を受領してから10営業日以内に決済しなければならない。

市場行動に関する規制

マイクロインシュランス提供組織は、保険募集人や仲立人のサービスを利用して、マイクロインシュランス商品を配布することができる。募集人および仲立人は、3年ごとに更新可能なライセンスを保険委員会から取得する必要がある。

IMC 1-2010の下では、マイクロインシュランスの募集人および仲立人は定期ライセンス検査を受ける必要はないが、そのかわり正当に承認された所定のマイクロインシュランス研修プログラムを受講し、プログラムの最後に適格試験に合格しなければならない。資格を有する募集人および仲立人は、マイクロインシュランス商品のみを販売することが認められている。マイクロインシュランス保険募集人/仲立人は資本化要件が低く、通常の募集人/仲立人に必要とされる額の半額相当となっている。

マイクロファイナンス業務に従事するMFIまたは機関は、a) 勧誘活動に従事する募集人が当該機関によって特定され、b) MFIが自らのマイクロファイナンス顧客に対してのみマイクロインシュランス商品を販売することを条件として、マイクロインシュランス代理店としてライセンスを得ることができる。

CISの一次会員・オーナーである協同組合は、当該一次会員である協同組合の個々の会員に対してのみマイクロインシュランス商品を販売することを条件として、マイクロインシュランス代理店としてライセンスを得ることができる。

Mi-MBAの場合、マイクロインシュランス商品は、特定された販売チャネルを通じてのみ、会員に対し発行することができ、ライセンスは不要である。

課税に関する規制

Mi-MBAおよびCISには、法律で免税資格が付与されている。1997年内国歳入法（NIRC）第30条は、非株式非営利団体に対し、受け取った所得に対する課税を免除している。免税は自動的に認められず、Mi-MBAは内国歳入局（BIR）に免税証明書の発行を申請しなければならない。承認されると、Mi-MBAには3年ごとに更新可能な免税資格が付与される。

2008年のフィリピン協同組合法は、登録された協同組合保険組織に対する免税について規定している。第60条の下で、非会員または一般国民との取引を行わない協同組合は、内国歳入法およびその他の税法の下で課される税金および手数料の対象とならない。

相互扶助に基づくマイクロインシュランスに係る他の関連規則とガイドライン

業績評価基準。 Circular Letter 5-2011は、商業会社、CISおよびMi-MBAを含むマイクロインシュランス事業体の業績を評価するための基礎となる一連の基準を規定している。業績評価基準のセットは、ソルベンシーと安定性、効率性、ガバナンス、顧客による商品の理解、リスクに基づく資本とアウトリーチなど、保険委員会がマイクロインシュランス業界の成長と健全性を評価する上で重要と考える領域をカバーしている。保険委員会は、SEGURO（ソルベンシー、効率性、ガバナンス、マイクロインシュランスの理解、リスク管理、顧客のアウトリーチ）として知られている一連の業績評価基準に従って、健全性と業績に関する各種比率の計算法を規定している。

MBAのための標準勘定科目表。 保険委員会のCircular Letter（回章）2014-41は、最新のフィリピン会計基準（PAS）およびフィリピン財務報告基準（PFRS）に準拠し、MBAの売上高、経費、資産、負債、および類似の取引および事象の資金価値に基づいて分類された統一勘定番号のシステムを用いて、改訂版のMBA向け標準勘定科目表を定めている。

再保険。 保険委員会のCircular Letter 2014-42は、MBAの再保険ルールと規制を規定している。MBAが個々のリスクまたは保険証書に記載されたリスクを移転できるのは、フィリピンにおいて生命保険リスクを受け入れることを認められた生命保険会社または再保険専門会社に対してのみである。

ADReM。 保険委員会のCircular Letter 16 and 17-2013には、給付請求関連紛争について、最低コスト、アクセス可能、実用的、効果的かつタイムリーな解決メカニズムに関するガイドラインを示し、その原則と手続きを説明している。同ガイドラインでは、消費者の保護とともに、違法な請求からの保険業界の保護についても強調されている。

インフォーマルなマイクロインシュランス。 Joint IC-CDA-SEC Memorandum Circular（保険委員会・協同組合開発庁・証券取引委員会による共同覚書回章）01-2010は、インフォーマルな保険活動に関する規制方針を規定しており、公式化が必要な保険活動と、公式化される必要のない保険活動を定義している。不慮の事象が発生した場合の給付を保証しつつ、不慮の事象が発生する前に定期的な寄付や保険料を徴取するすべての活動は、保険とみなされ、ライセンスを取得しなければならない。個人が自発的に何らかの金額を基金へ拠出することを約束・実行し、給付額が予め定められておらず、回収額に左右されるようなリスクプーリングの慣行は、公式化の対象から除外される。

協同組合やNGOを含む保険類似活動に関与している事業体は、事業を終了させるか、または活動を公式化しなければならない。公式化のオプションとしては、会員を登録済みMi-MBAまたはCISに加入させることや、民間企業と提携することが挙げられる。

Joint IC-CDA-SEC Memorandum Circular 02-2010は、インフォーマルな保険活動から収集された資金の取り扱いに関するガイドラインを示している。インフォーマルな保険活動の拠出金から蓄積された資金は、拠出者の利益のためにのみ使用しなければならない。また、インフォーマルな保険制度を公式化した後の剰余金は、拠出者に返還されるか、または拠出者の利益のために使用されなければならない旨を強調している。

相互扶助に基づくマイクロインシュランス提供組織のプロファイル

CISとMi-MBA という2つのタイプの相互扶助に基づくマイクロインシュランス事業体は、ICMIFの「相互扶助組織」の定義に合致する。Mi-MBAは、相互扶助部門における優勢な組織形態となっており、2006年にはわずか6組織であったのが、2014年には22組織へと増加した（表1）。法的に登録されたCISは2つだけであり、その数はここ数十年で一定している。これらの2つの事業体を1つの協同組合保険会社へと合併させる計画は長年あるものの、これを実現するための進捗はほとんど見られない。

Mi-MBAは、親会社であるスポンサー金融機関により創設される。Mi-MBAには概ね次の3つの種類がある。1) MFIがスポンサーであるもの（最も一般的）、2) 協同組合をベースとするもの、3) 農村銀行をベースとするもの。

Mi-MBAとCISの両方とも相互扶助組織とみなされているが、これらの2つのタイプの組織には大きな違いがある。Mi-MBAは、一様に低所得層の個人会員が加入している非営利団体であるのに対し、CISは団体（主に協同組合）が会員となっており、営利組織を志向している。一次会員である協同組合の個々の会員は、主に中低所得層に属している。

表1. 登録済みMi-MBAおよびCISの一覧（2014年）

Mi-MBA	CIS
1. AdJesum MBA	1. CLIMBS Life and General Insurance Cooperative (CLIMBS) 2. Cooperative Insurance System of the Philippines (CISP)
2. ARDCI MBA	
3. Alalay sa Kaunlaran (ASKI) MBA	
4. Center for Agriculture and Rural Development (CARD) MBA	
5. Cooperative Alliance for Responsive Endeavor (CARE) MBA	
6. First Community Cooperative (FICCO) MBA	
7. Kasagana-KaMBA (KMBA)	
8. Kazama Grameen (KGI) MBA	
9. KFI Center for Community Development Foundation, Inc (KCCDFI) MBA	
10. Manila Public Schools Teachers Association (MPSTA), Inc. MBA	
11. Mindanao Educators MBA	
12. Mt. Province MBA	
13. National Confederation of Cooperatives (NATCCO) MBA	
14. Pag-ASA ng Pinoy MBA	
15. Paglaum MBA	
16. People's Bank of Caraga MBA	
17. Quidan Pag-Inupdanay MBA	
18. 4K MBA	
19. Serviamus MBA	
20. Simbag sa Emerhensiy a Asin Dagdag Paseguro (SEDP) MBA	
21. Sto. Rosario Credit and Development Cooperative (SRCDC) MBA	
22. Tulay sa Pag-Unlad, Inc (TSPI) MBA	

出所: 保険委員会

Mi-MBAとCISに独特の機能については、規制環境のセクションに記載した。表2は、両組織の主な違いをまとめたものである。

表2. Mi-MBAとCISの比較

項目	CIS	Mi-MBA
会員	団体（一次会員である協同組合）	貧困層・低所得層の個人（主に女性）
登録	CDA	SEC
組織の種類	協同組合	非株式・非営利のコミュニティ組織
保険ライセンス	商業ライセンス	MBA
商品	生命保険および損害保険（ライセンスによる）	基礎生命保険およびオプション生命保険
自己資本価値に係る法定要件	なし	会員拠出金の50%（残りの50%は保険料）
保険金請求の決済	10日（保険委員会の基準）	10日（保険委員会の基準） 1-3-5日（MBA向け基準）
当初資本金		
生命保険	10億ペソ （21,276,596ドル）	500万ペソ （106,383ドル）
複合保険	20億ペソ （42,553,191ドル）	

インフォーマルな相互扶助資金制度は、協同組合やコミュニティグループによって引き続き運用されている。インタビューに応じた協同組合ネットワークの指導者達は、977のCDA登録協同組合のうち約70%が何らかの保険類似活動に従事していると推定している。

相互扶助組織の地理的分布

相互扶助組織の大部分は、主要島であるルソン島（59%）とミンダナオ島（35%）に拠点を置いており、ヴィサヤ諸島には6%しかない（図3）。しかし、最大のMi-MBAであるCARD MBAが、ヴィサヤだけでなくフィリピン全土に広範な支店ネットワークを持っていることを考慮すると、この偏った分布は、ヴィサヤにサービスが最も行き渡っていないことを示しているわけではない。

同様に、CIS、特にCLIMBIは、ヴィサヤとミンダナオで活動する一次会員である協同組合の強力なネットワークを有している。

相互扶助組織の平均組織年齢

CISは、マイクロインシュランスという用語が創り出される前から設立されていた、かなり古い組織である。CISの平均組織年齢は42.5年であった。CLIMBIは組織年齢44年と最も古いCISである。

一方、Mi-MBAは、MFI主導のマイクロファイナンス業界の成功から過去10年間で浮上した新しい現象である。Mi-MBAの平均組織年齢は8年であり、その大部分（75%）は組織年齢6年から10年の間、19%が5年以下であり、10年以上経つものはわずか6%である（図4）。Mi-MBAの草分けであるCARD MBAは、組織年齢16年と最も古い。

図3. フィリピンにおける相互扶助組織の地理的分布

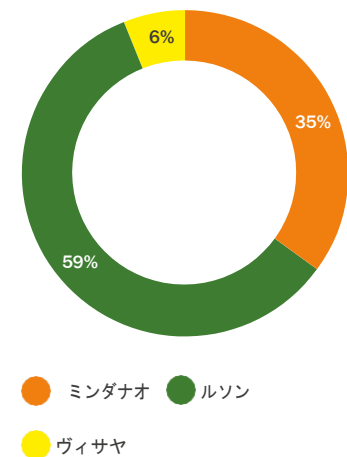
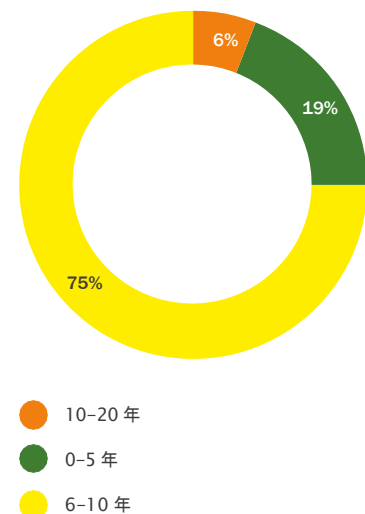


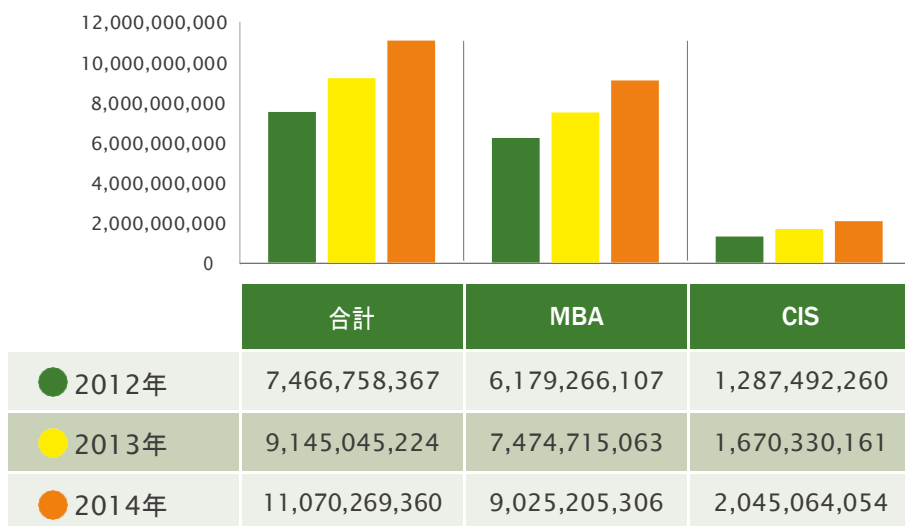
図4. 相互扶助組織の組織年齢分布



資産の増加

2014年の相互扶助組織の資産総額は110億ペソ（2億3,400万ドル）であり、そのうち82%をMi-MBA、18%をCISが占めている。資産は2013年に22%、2014年には21%増加した（図5）。

図5. 資産の増加（2012-2014年）



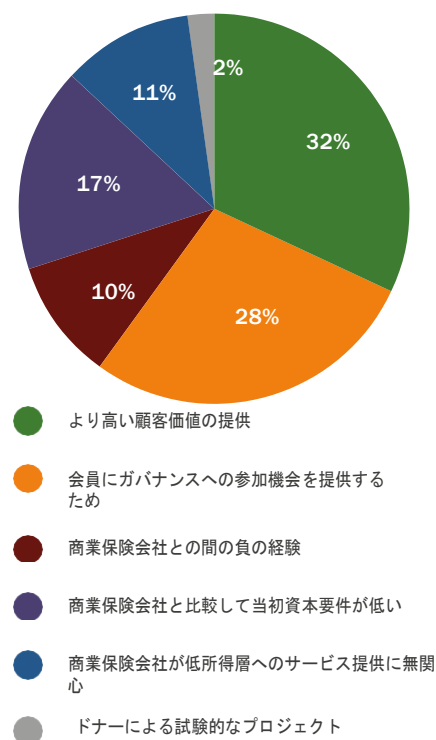
Mi-MBA資産は引き続き成長を遂げている（2013年に21%、2014年に20%）。CARD MBAは、資産額69億ペソ（1億4,680万ドル）であり、Mi-MBA資産の総額の76%に相当する最大割合を占めているのに対し、最小のMi-MBAは全体の0.15%に相当する1,730万ペソ（36万ドル）を占めるに過ぎない。

CISの資産は、2013年に30%、2014年に22%増加した。CLIMBIは、資産評価額がCIS資産総額の80%に相当する16億ペソ（3,400万ドル）であり、最大のCISとなっている。

相互扶助に基づくマイクロインシュランスを開始した目的

相互扶助に基づくマイクロインシュランス組織を形成した理由は、Mi-MBAとCISで共通している。両組織とも、商業保険会社が提供する保険よりも低い保険料、最大限の保険範囲、速やかな保険金支払決済に関して、より高い顧客価値を提供することを目指している。両組織とも保険契約者が組織の所有者となり、組織のガバナンスに参加する機会を提供している。Mi-MBAの形成を促した他の重要な要因の中には、低所得層にサービスを提供するための資本要件が低いことや、当時の商業保険会社の関心が低かったことがある。商業保険会社と取引した際の負の経験が、自らの保険提供組織を始動させる主な動機となっている場合もある。図6は、相互扶助のマイクロインシュランス組織を開始した主な理由をまとめたものである。

図6. 相互扶助組織を開始した目的



会員の役割

Mi-MBAとCISの会員の役割には類似点もあるが、会員基盤が異なるため（一方は個人会員で、他方は団体会員）、明確な相違点もある。

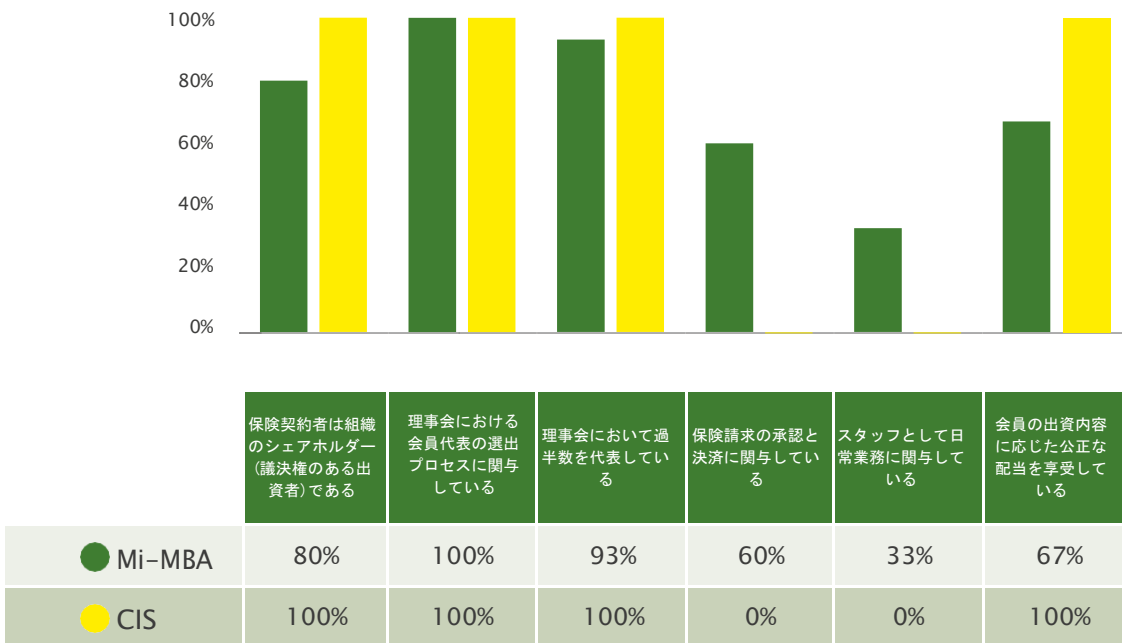
ガバナンスにおける会員の役割

ガバナンスにおける会員の主な役割について、Mi-MBAの回答者は、理事会における会員代表を選任することであると認識している。回答者の93%（93%）が、理事会において会員は過半数の代表を得られていると考えている一方、保険契約者を組織のシェアホルダー（議決権のある出資者）とみなしているのは80%である（図7）。FGDの結果もこれを裏付けており、いくつかのMi-MBAでは、会員の多くが、協会の所有権や会員のガバナンスにおける役割について、明確な理解を持っていなかった。

アンケート調査の回答では、会員がマイクロインシュランス業務に関与するという、Mi-MBAのユニークな特徴が指摘されている。回答者の60%が、会員は給付請求の承認および決済プロセスに関与していると回答し、33%が、会員は日常業務に関与していると回答している。会員の積極的な関与は、サービスのコストを下げるだけでなく、オーナーシップ感を持ってもらうためにも推奨されている。また、コミュニティの緊密な知識を活用し、詐欺的な申し立てを減らすことで、速やかな請求処理に役立っている。

CISのすべての回答者は、会員が組織の所有者であり、理事会における会員代表者の選出に関与しており、会員が理事会において過半数の代表を得られていると認識している（図7）。一方、回答からは、会員が運用上の問題に関与していないことが示されている。

図7. 会員のガバナンスにおける役割(FGDで示された見方)

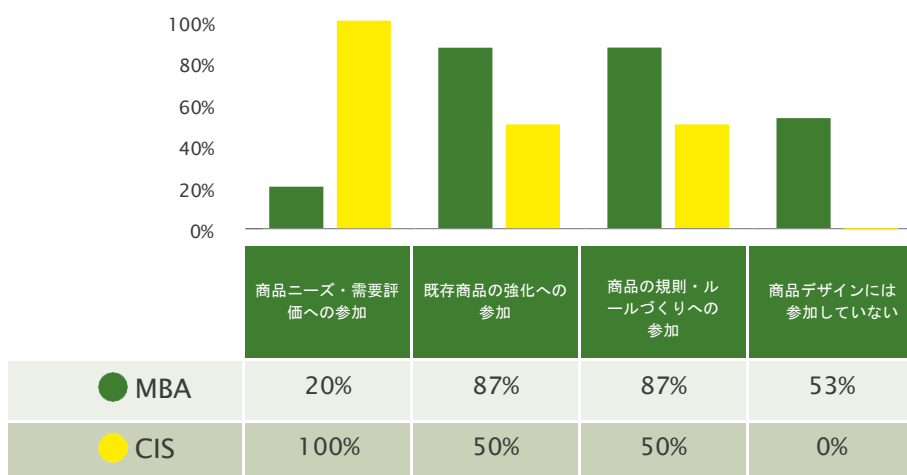


商品設計における会員の役割

Mi-MBAの回答者の大半（87%）は、会員が商品のルール・規則の作成や、既存商品の改善・強化に関与していると述べている。しかし、回答者の半分以上（53%）が、Mi-MBAとしては新規保険商品の設計に会員が関与することを好まないと述べた。回答の20%は、会員が商品ニーズと需要評価に関与していることを示している（図8）。

対照的に、CISのすべての回答者は、会員が商品ニーズと需要評価に参加しているが、商品設計には参加していないことを示している。回答者の半数（50%）は、会員が商品のルール・規則の作成や、既存商品の改善・強化に関与していると述べた。

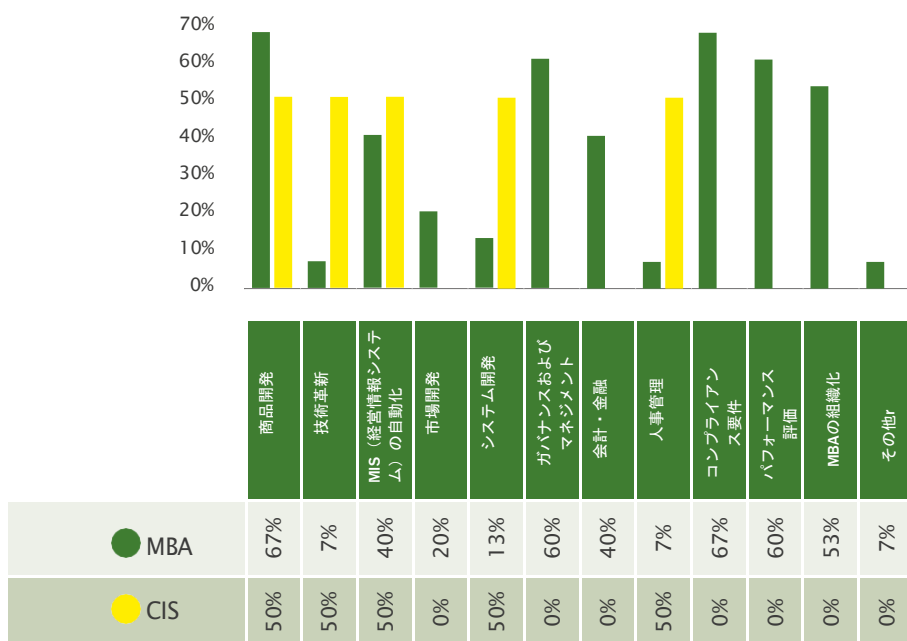
図8. 商品設計における会員の役割 (FGDで示された見方)



相互扶助に基づくマイクロインシュランス組織が受けている技術的・財政的支援

Mi-MBAとCISは、事業立ち上げとオペレーションに関する技術的および財政的支援を受けていた。Mi-MBAからの回答によると、技術援助が最も頻繁に提供される分野は、商品開発（67%）、規制コンプライアンス要件（67%）、パフォーマンス評価（60%）、MBAのガバナンスとマネジメント（60%）、MBAの組織化（53%）の各分野である（図9）。

図9. Mi-MBAとCISが受けている技術的・財政的支援

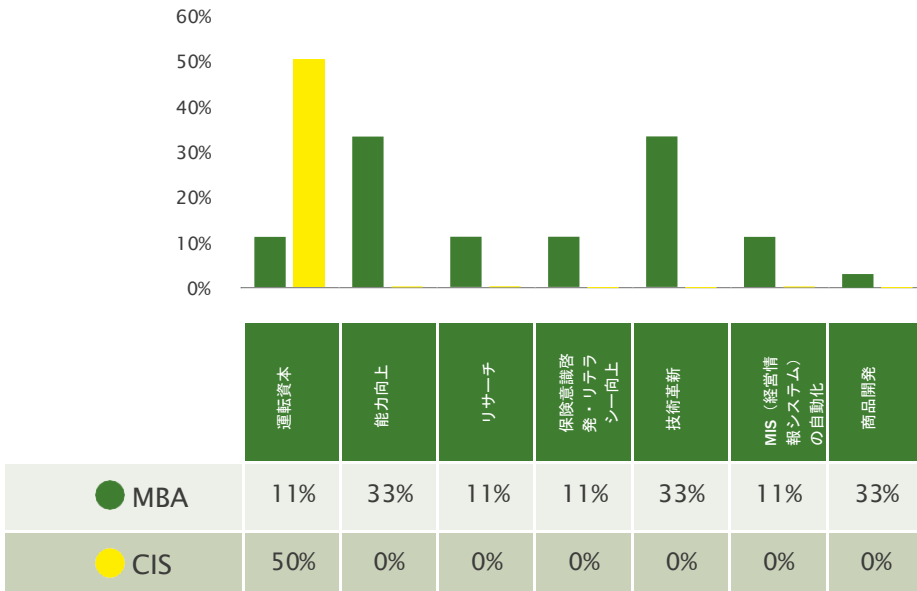


Mi-MBAが受けた技術援助の資金は、主に自己資金か、小規模無償支援により賅われていた。会員Mi-MBAの正式なネットワーク協会であるRIMANSIIは、Mi-MBAの主要な技術支援提供組織である。CISのスタッフへのインタビューでは、商品開発、技術革新、MIS（経営情報システム）の自動化、システム開発、人事管理の分野で技術支援が行われていることが明らかになった。

Mi-MBAとCISは、国際援助機関やドナーから断続的に小額の助成金を受けていた。カナダ協同組合協会（CCA）、AGRITERRA、およびStichtung SMFは、回答者が国際的ドナーとして挙げた機関の一部である。多数国間/二国間支援国や政府機関からの資金援助は受けていなかった。

Mi-MBAが受領した無償資金協力は、主にスタッフの能力向上（33%）、技術革新（33%）、商品開発（33%）のためのものであった。一方、運転資本の無償支援を受けたCISは1団体のみであった（図10）。

図10. Mi-MBAとCISが受領した無償支援の内容



テクノロジーの利用

CISとMBAの両方も、業務にテクノロジーを取り入れている。図11は、テクノロジーの利用に関する調査結果を示している。自動MISは、最も広く利用されているテクノロジー応用分野である。全体的にテクノロジーの利用率は低いままであり、データ管理に自動化技術を使用しているMi-MBAは67%、CISは50%のみであった。

図11. テクノロジーの利用



携帯電話技術の使用はまだ初期段階にあり、保険料徴取と保険に関する意識啓発のために携帯電話技術を適用する相互扶助組織はほとんどない。この種の技術の使用にあたり直面する主な制約は、シームレスな接続の欠如である。

ほぼすべての回答者が、反応が良好でダイナミックなデータ取り込み・管理技術は最も重要なニーズだと考えている。

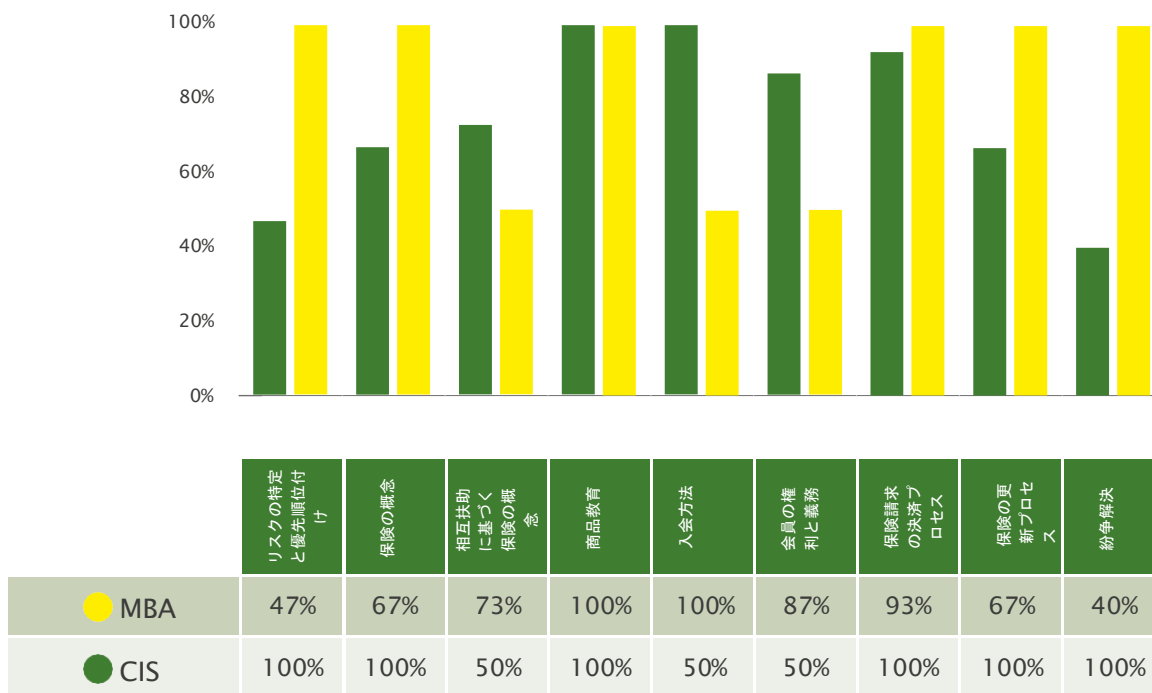
保険に関する意識啓発活動

CISとMi-MBAの両方とも、会員に対し、保険に関する意識啓発教育を継続的に提供している（図12）。Mi-MBAが教育活動において取り上げるトピックは、保険契約者でもある会員に合わせて設定される。最もよく取り上げられているトピックは、入会方法（100%）、商品教育（100%）、給付請求決済プロセス（93%）、会員の権利と義務（87%）、相互扶助に基づく保険の概念（73%）である。

Mi-MBAは、会員登録時に保険意識啓発に関するトピックを取り上げており、潜在的会員の間で保険に関する意識を高めるために、セミナー（100%）、パンフレット（87%）、ポスター（53%）を取り入れている。

CISが取り上げるトピックは、団体会員の教育を志向しており、最も頻繁に取り上げられるトピックは、リスクの識別と優先順位付け、保険の概念、商品教育、給付請求決済プロセス、更新プロセス、紛争解決である。CISの保険意識啓発活動は、主にセミナーや印刷物を通じて行われている。

図12. 保険に関する意識啓発活動



マイクロインシュランスの需要と供給

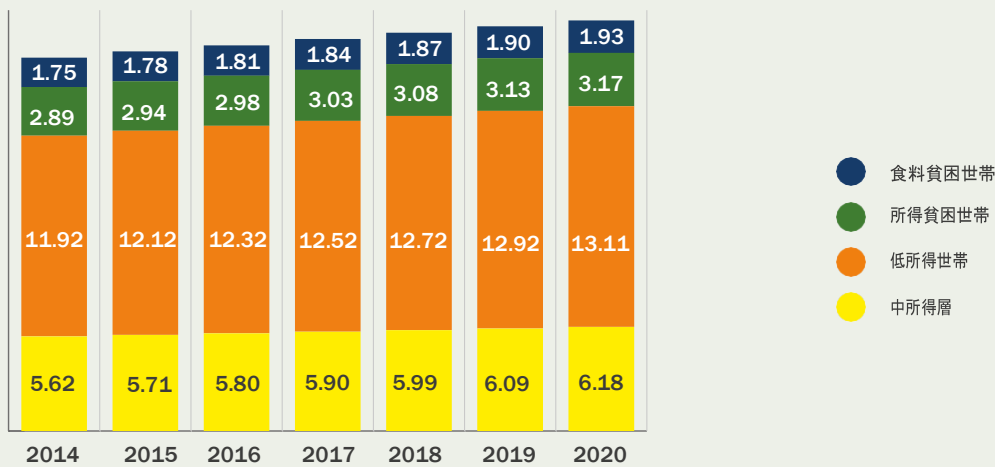
潜在市場

フィリピンには引き続き巨大なマイクロインシュランスの潜在市場があり、予想される人口増加に対応して、貧困層や低所得層のフィリピン国民も増加が見込まれる。

2014年のフィリピンの人口は推定9,990万人で、2015年には1億150万人に増加すると見込まれ、2020年までに人口は1億990万人に達すると予測されている（Bersales, 2014）。平均世帯人数は4.5人であり、世帯数は2015年には2,300万、2020年には2,500万になると予想される。

2013年に発表された調査（Virola, Encarnacion, Balamban, Addawe & Viernes, 2013）では、フィリピンの家計を高、中、低の3つの所得層に分類した。低所得層に分類されたのは全体の4分の3（74.7%）、中所得層は25.2%、高所得層は0.1%であった。低所得層はさらに低所得世帯（53.8%）と貧困世帯（20.9%）に分類された。貧困世帯は、さらに所得貧困世帯（13%）と食糧貧困世帯（7.9%）に分類された。図13は、2014年から2020年までの貧困世帯と低所得世帯の推定数を示している。

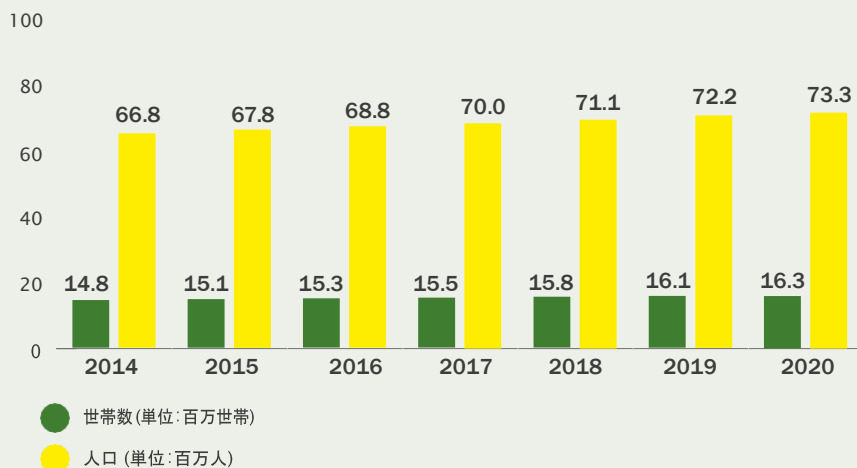
図13. フィリピンの所得層別世帯数 (単位: 百万世帯、2014-2020年)



マイクロインシュランスのターゲットである市場セグメントは、低所得世帯と貧困世帯に分類される。ただし、「食料貧困世帯」に分類される人々は、明らかに購買能力が欠如していることから除外される。

2014年のマイクロインシュランス市場の潜在的な規模は1,480万世帯（またはフィリピン人6,660万人）と推定されている。市場は2015年までに1,510万世帯（6,780万人）に増加し、2020年には1,630万世帯（7,330万人）に拡大すると見込まれる。下図14は、2014年から2020年までの市場規模を示している。

図 14. フィリピンのマイクロインシュランス市場予測（2014-2020年）



マイクロインシュランスの需要に影響を与える要因

マイクロインシュランスの需要に様々な要因が影響を与えることは、多くの調査結果が示している。これには、価格や富（信用と流動性）などの経済的要因や、リスク回避、信頼、ピア効果などの社会文化的要因、インフォーマルなリスク分担メカニズム、サービスの質、リスク・エクスポージャーなどの構造的要因が含まれる。

フィリピンの状況について、ある調査（GTZ, 2009）はマイクロインシュランスの需要に影響を及ぼす以下の要因を見出した。

1. **保険に関する意識。** 保険に関する意識は、保険に加入する主な要因である。当該調査の結果、保険加入者の数は保険に関する意識レベルに正比例しており、保険について知っている人々の半数以上が保険に加入していることが明らかになった。さらに、支出（所得の代理指標）がより多い人々は、より保険に関する意識が高く、より多く保険を利用していた。これは、高収入のため保険料を支払う能力があることに起因する。また、都市部では情報や金融サービスへのアクセスが容易なため、農村部よりも保険に関する意識が比較的高くなっている。主な情報源としては、MFIとそのスタッフが挙げられている。
2. **価格。** 保険価格の手頃さも大きな決定要因であった。当該調査によると、保険を意識しているが保険に加入していない人にとって、価格が大きな制約となっていた。価格と支払頻度の手頃さの具体的な内容は、地域や回答者の相対的な富裕度に応じて異なっており、当該調査によると、手頃な価格の保険に関する低所得層の回答者は、保険料金が毎週または毎月20-25ペソであれば支払うとの意向を示した。

3. **可用性とアクセシビリティ。** 保険提供組織の存在（または不在）と、保険の利用方法に関する情報へのアクセス（または不足）もまた、保険を意識しているが未加入のままの人の非加入要因として言及されている。保険への加入と、地域内の組織化された団体やMFへの加入/会員登録との間には強い関係があることが判明した。これらのMFは、情報源であることに加えて、マイクロインシュランスのサービスも提供している。これらの組織が現地で活動し、地域社会によって信頼されているため、保険サービスへのアクセシビリティが促進されるのである。
4. **サービスの質。** サービスの質もまた決定要因である。当該調査によると、潜在的な顧客が保険提供組織に求める資質は、a) 迅速かつ容易な給付請求の決済、b) 入会の容易さ、c) 保険料支払いの容易さである。
5. **リスク事象経験。** 当該調査では、リスク事象の頻度・影響とリスク保護の必要性との間にも相関があることが判明した。自然災害や病気を頻繁に経験した世帯では、資産の保護よりも医療費に対する保護が選好されていた。
6. **リスク共有メカニズム。** 家族のつながりやインフォーマルな相互扶助団体によるリスク対処・緩和メカニズムの存在は、保険需要を減少させることが判明した。インフォーマルなコミュニティ支援は、リスク保護のギャップを埋める上で重要な役割を果たしていることが示された。

低所得世帯が直面する主要なリスク

フィリピンの低所得世帯は、予測可能リスクと予測不能リスクという2種類のリスクに直面している。予測可能リスクはライフサイクル上の出来事に関連するリスクであり、予測不能リスクは病気、負傷、家族の死、人為的災害および自然災害に関連するものである。低所得世帯は、これらのリスクを緩和するのに十分なリソースがないため、予測不能リスクに対してより脆弱となっている。

フィリピンの低所得世帯が直面する最も重要な予測不能リスクには、以下のものがある。

1. **健康上のリスク** – FGDの回答は、健康関連の問題が家庭の最重要ニーズであることを明らかにした。これは、GTZが行った需要調査の結果（GTZ, 2009）を裏付けており、病気は重大なリスクと考えられるだけでなく、最も頻繁に発生し、かつ最もコストが高くなることを示している。
2. **自然災害リスク** – 自然災害の結果による資産や事業/生計活動の喪失も、災害の多い地域の世帯にとって大きなリスクと認識されている（GTZ, 2009）。このリスクの頻度と規模は、2014年のフィリピンのMDG報告書に反映されており、同報告書によれば2012年には471件の災害が発生し、1,612人の命が失われ、1,200万人が被害を受け、399億ペソ（8億4,900万ドル）の経済的損害が発生した。
3. **事故と死亡のリスク** – これもまた、GTZ調査により、フィリピンで頻発する予測不能リスクであることが判明した。主要な死因の第4位は、すべてのタイプの事故である。交通事故は第2位の主要死因であり、2013年には推定10,375人の道路交通事故死者が発生している（WHO 2015 Global Status Report on Road Safety（道路安全に関する世界状況報告書2015年版））。また、何千人もの人々が負傷し、障害を負っている。

相互扶助に基づくマイクロインシュランス市場の対象範囲

過去複数年にわたり、マイクロインシュランスの対象範囲は大幅に拡大してきており、2008年には310万人の生命をカバーしていた（アジア開発銀行、2013年）だけであったのが、2014年には3,110万人（GIZ RFPI Asia、2015）をカバーするまでになった。2014年の数値は、潜在的市場である6,660万人のうち47%をカバーしている。残りの53%（3,550万人）は未開拓であり、相互扶助組織が市場範囲を拡大する余地を示している（図15）。

相互扶助組織は2014年のマイクロインシュランス市場で優勢となっており、Mi-MBAが対象者全体の51%（1,600万人の生命）、CISが26%（800万人の生命）をカバーしている。残りの23%（730万人の生命）は、相互扶助組織ではないマイクロインシュランス提供組織によってカバーされているものと推定される（図15）。

マイクロインシュランス市場の概要

マイクロインシュランスの市場は、一般的に、インフォーマルセクター関連業として記述されるほか、しばしばサービス業として記述される。これはフィリピンの労働・雇用統計（フィリピン統計局、2015年）と一致しており、同統計によれば労働力の52%がサービス部門に従事しているのに対し、農業は33%、工業は13%のみである。最大の職業グループは、労働者と非熟練労働者（52%）であり、次いで政府職員（16%）、農業・漁業・林業労働者（13%）、サービス労働者、商店・市場販売員（12%）となっている。推定43%の労働者がインフォーマル経済に関与している（デンマーク労働組合国際協議会、2014年）。

現在の保険契約者の職業

Mi-MBAおよびCISの保険契約者の職業を確認しようとしたが、CISの保険契約者の記録は、国全体に広がっている一次会員であるパートナーの協同組合が保管しているため、CISから情報を収集することは困難であり、大まかな推計しか入手できなかった。これに対しMi-MBAは、親機関であるMFIと近接していることから、保険契約者の情報により多くアクセスすることができた。

調査結果によると、保険契約者は主に販売/売買活動に従事していた。2番目に割合が高かった職業分類は、農業と漁業であり、続いて政府サービスであった（図16）。

興味深いポイントは、Mi-MBAとCISの保険契約者の職業分類の違いである。Mi-MBAの顧客の大部分は販売/売買業従事者（47%）、農業/漁業従事者（19%）、サービス提供事業者（11%）である。対照的に、CIS保険契約者の多くは、農業/漁業従事者（40%）、販売/売買業従事者（20%）、政府職員（15%）である。これらの保険契約者の一部が、規制当局の定義に従ってマイクロインシュランスの顧客と言えるかどうかを確認することは、これ以上詳細な情報がないため困難である。

図16. 保険契約者の職業

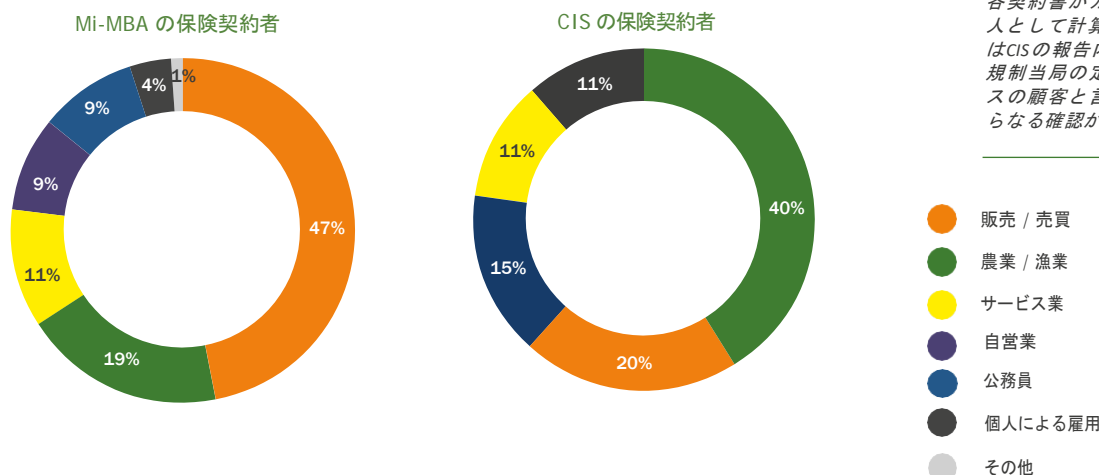
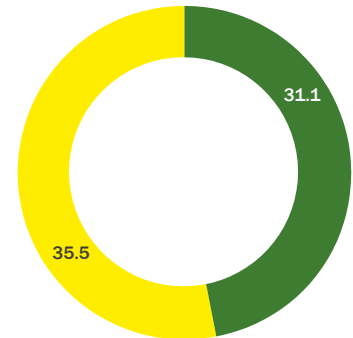


図15. 相互扶助に基づくマイクロインシュランス市場の対象範囲と市場シェア（2014年）

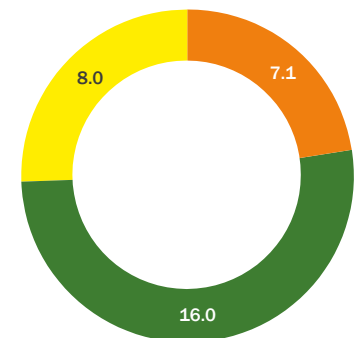
2014年の市場対象範囲(単位：百万人)



● 市場対象範囲

● 未開拓

2014年の相互扶助に基づくマイクロインシュランスの市場シェア (単位：百万人)



● 非相互扶助組織

● Mi-MBA

● CIS

(Mi-MBAの保険対象者数は、顧客である会員に発行された保険契約書に基づいており、各契約書がカバーする家族の人数を平均4人として計算している。CISの保険対象者数はCISの報告内容に基づいているが、全員が規制当局の定義するマイクロインシュランスの顧客と言えるかどうかについては、さらなる確認が必要である。)

保険契約者/会員の性別構成

CISでは、契約者の性別構成に関するデータは入手できなかった。Mi-MBAの場合、RIMANSIIによって作成されたデータに基づくと、2014年には、会員である保険契約者の90%が女性であった(図17)。男性の加入が増えるにつれて、女性会員数は過去3年間、減少傾向にある。

図17. Mi-MBA 会員の性別構成

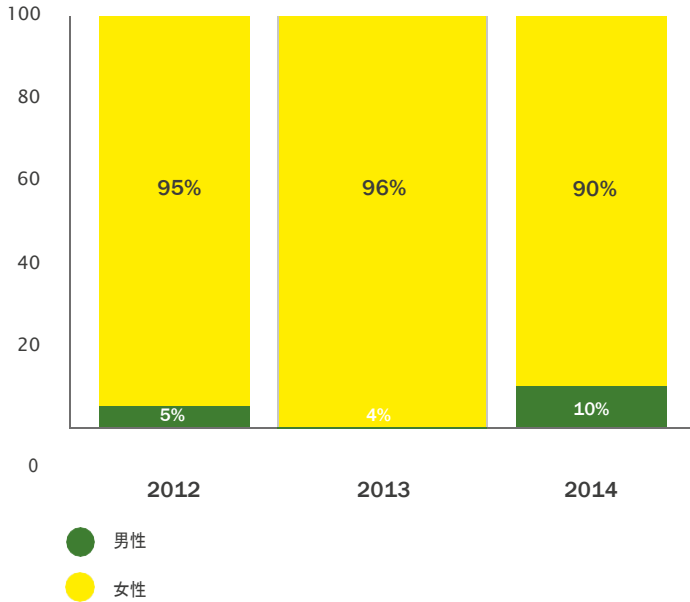
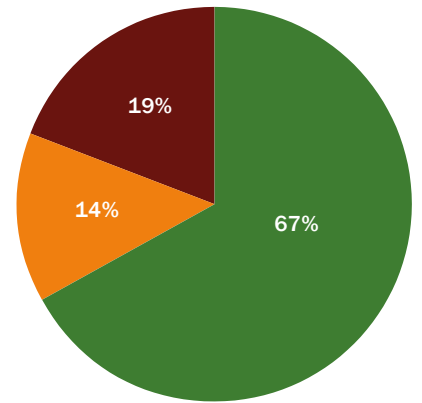


図18. 保険契約者の地理的分布



Mi-MBAの保険契約者の分布

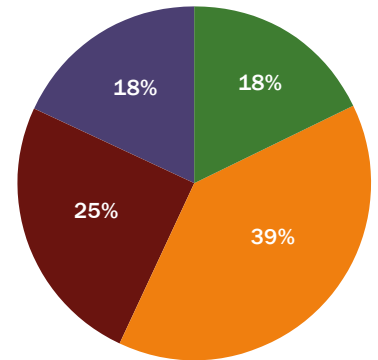


保険契約者の地理的分布

Mi-MBAの保険契約者の大部分はルソン(67%)に所在しているのに対し、CISはヴィサヤ(39%)およびミンダナオに大きなプレゼンスを示している(図18)。CISには、データを分解できない直営事業の区分がある。

地方別分布

地方別の分布については、CISの保険契約者はマニラ、セブ、ダバオといった主要経済拠点、すなわち地方VII(中部ヴィサヤ)(33%)、NCR(マニラ首都圏)(28%)、地方XI(ダバオ)(14%)に存在している。これは、大きな協同組合が都市部と郊外に位置しているためである。これに対し、Mi-MBAの保険契約者は、多くが地方IV-A(カラバルソン)(20%)、地方V(ビコル)(11%)、地方III(中部ルソン)(9%)、地方IV-B(ミマロパ)(7%)、地方I(イロコス)(7%)に存在している。

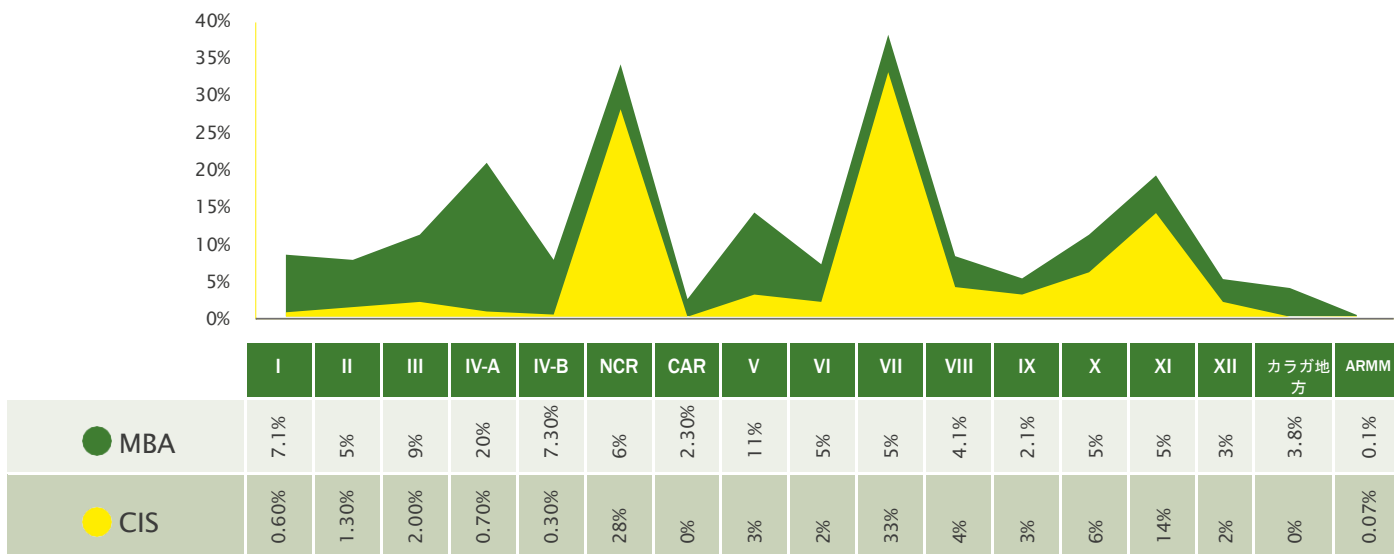


CISの保険契約者の分布



CISの保険契約者数が最も少ない5つの地方は、カラガ地方、コルディリエラ行政地域(CAR)、ムスリム・ミンダナオ自治区(ARMM)、地方IV-A、地方I(0.6%)である。Mi-MBAの場合は、ARMM(0.1%)、地方IX(サンボアング半島)(2%)、CAR(2%)、地方XII(ソクサージェン)(3%)、カラガ地方(4%)である(図19)。

図19. 保険契約者の地方別分布



Mi-MBAからは、州レベルの保険契約者分布に関するデータが得られた。MBAの保険契約者の集中率が最も高かったのは、ケソン（9%）、ラグナ（5%）、バタンガス（5%）、東ミンドロ（4%）、カピテ（3.3%）、マスバテ（3.1%）、パンガシナン（3.2%）、東ミサミス（3%）、南カマリネス（2.9%）、セブ（2.6%）の各州であった。

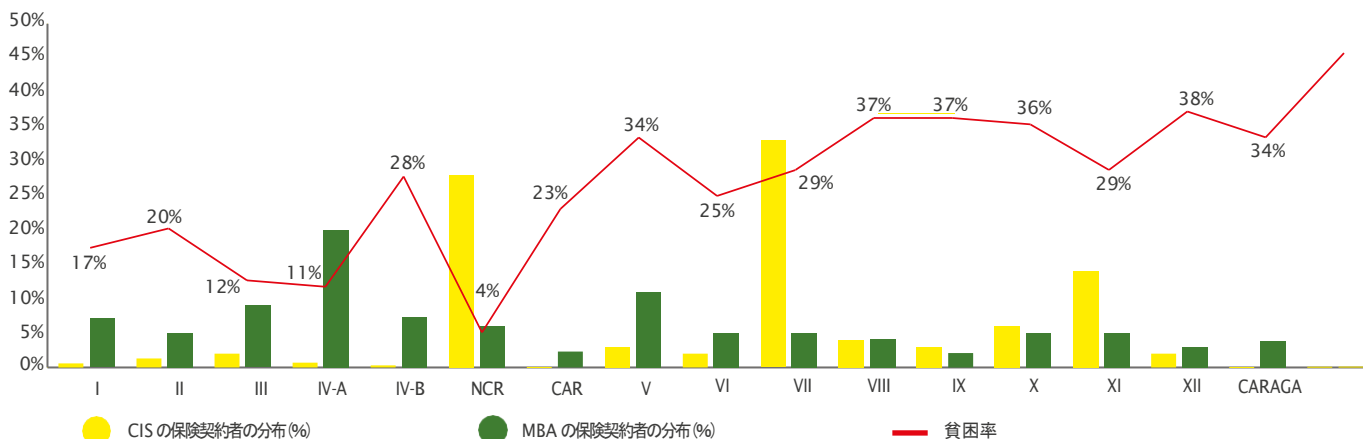
また、保険契約者数の集中度が最も低かったのは、南ラナオ（0.01%）、サンボアング・シブガイ（0.03%）、シキホール（0.07%）、カミギン（0.07%）、スルー（0.08%）、バシラン（0.08%）、タウイ - タウイ（0.09%）、カタンドゥアネス（0.10%）、ロンブロン（0.13%）、ディナガット・アイランズ（0.16%）の各州であった。これらの場所は、島嶼地域、紛争の影響を受けた地域、またはその両方であるため、到達するのが困難となっている。

貧困地域における保険契約者の分布

Mi-MBAとCISのいずれも、より貧困指標の高い地域でのプレゼンスが少ないことは明らかである（図20）。これは、経済地区で活動しているCIS会員の協同組合やパートナーMFIに、より高い運用可能性があることが要因となっている。地方VII（中部ヴィサヤ）は貧困率が高いにもかかわらずCISの保険契約者の割合が高い唯一の地域であるように見受けられる。

Mi-MBAによって提供された州レベルのデータによると、最貧州の中ではマスバテだけが貧困の発生率に比べてかなりの保険契約者を集めていた。運用可能性を犠牲にすることなく貧困地域に到達することは、依然として大きな課題である。

図20. 貧困率と保険契約者の分布



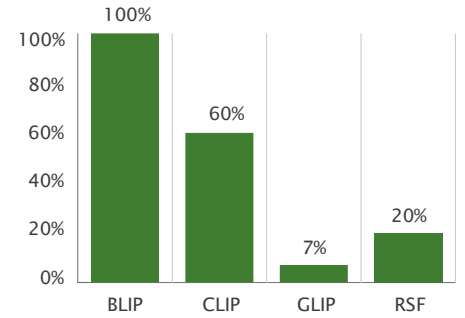
相互扶助に基づくマイクロインシュランスの保険商品

相互扶助・協同組合組織であるマイクロインシュランス提供組織は、生命保険商品と非生命保険商品の両方を運用するライセンスを有する1つのCIS（CLIMBS）を除き、生命保険商品の運用のみが認められている。Mi-MBAの商品はよりシンプルでストレートであるが、CISの商品はより多様で複雑なため、さまざまな商品間の比較は困難である。

MI-MBAの保険商品

Mi-MBAは基礎生命保険プラン（BLIP）と信用生命保険プラン（CLIP）という、2つの生命保険商品を提供している。BLIPはMBAの会員資格の基礎である。BLIPとCLIPは団体向けの商品であり、加入必須である。最近導入された、CARD MBAだけで提供されている新商品「ゴールデン生命保険プラン」（GLIP）は、BLIPの下で最大年齢制限を超えた顧客に継続的な保険力バレッジを提供するものである。退職貯蓄ファンド（RSF）は、BLIPへの上乗せオプションとして提供される。調査結果によれば、すべてのMi-MBAがBLIPを提供しているが、CLIPを提供しているのは60%、GLIPは7%、RSFは20%のみであった（図21）。

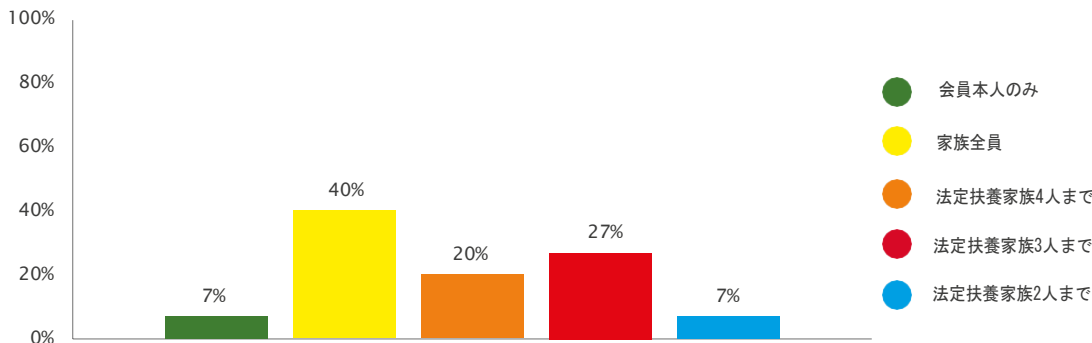
図21. Mi-MBAの保険商品



基礎生命保険プラン

BLIPは、一人分の保険料を支払うだけで、保険契約者とその直近家族の適格者（配偶者および21歳未満の法定扶養家族）の死亡を保険でカバーする。BLIPの対象となる家族の数は様々であり、Mi-MBAの40%（40%）は、子供/扶養家族の有資格者数に制限を設けずに、すべての有資格家族をカバーしている。他のMi-MBAは、2人から4人の範囲で扶養家族数に制限を設けている（図22）。

図22. BLIPの対象となる家族の人数



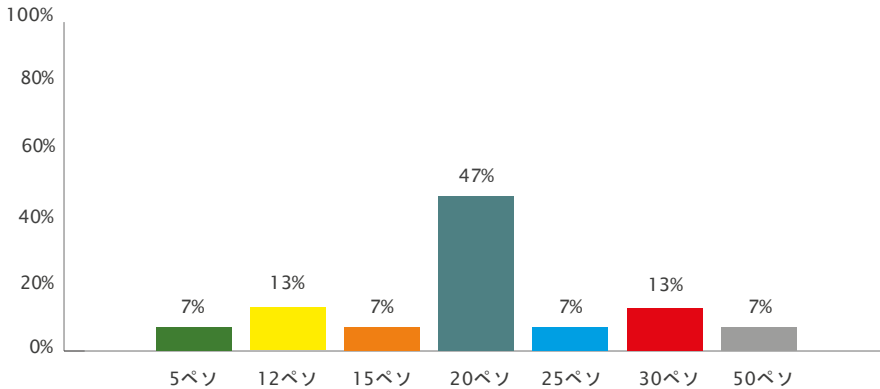
前節で述べたように、BLIPでは、会員拠出金の50%に相当する自己資本が法定構成要素となっており（強制貯蓄制度に類似）、残りの50%が保険料額となる。この自己資本はMBAによって保持され、会員資格が終了（退会、年齢制限超過または死亡のいずれか）した時点で払い戻される。さらに、BLIP拠出金の5%が、保証金を増やすための準備金として確保される。

BLIP 会員の拠出金

BLIPに登録された会員は、52週間以上にわたり、週に1回の拠出金を支払う（48週間以上支払うことになっている1つのMi-MBAを除く）。毎週の拠出金額は、最低値の5ペソ（0.11ドル）から最高値の50ペソ（1.06ドル）までの範囲となっている。Mi-MBAのほぼ半数が、毎週の拠出金額を20ペソ（0.43ドル）に設定している。（図23）。

BLIPに対する会員の平均拠出金額は、1週間で21ペソ（0.45ドル）、1年間で1,209ペソ（26ドル）である。

図23. 毎週の会員拠出金額



BLIP の最大給付額

BLIPの保険金給付額は、顧客の継続的な会員年数と死亡原因に応じて、Mi-MBAごとに異なっている。各MBAの最大給付額は、商品開発中に実施された数理的調査に基づいている。Mi-MBAの40%は、自然要因により会員が死亡した場合に5万ペソまたは1,064ドルを支払っている（図24）。最大給付額は最も高いもので12万ペソ（2,553ドル）、最も低いもので1万ペソ（213ドル）である。

Mi-MBAの87%のみが、会員の配偶者や扶養家族の自然死を給付対象としており、最大給付額は1万ペソ（212ドル）である。給付額の範囲を図25に示す。

Mi-MBAが災害死亡の際に会員に給付する金額として最もよく見られる（40%）のは、10万ペソ（2,128ドル）である。最大給付額は最も高いもので12万ペソ（2,553ドル）、最も低いもので2万ペソ（426ドル）である（図26）。

図26. 会員の災害死亡に対する保険金給付額（ペソ）

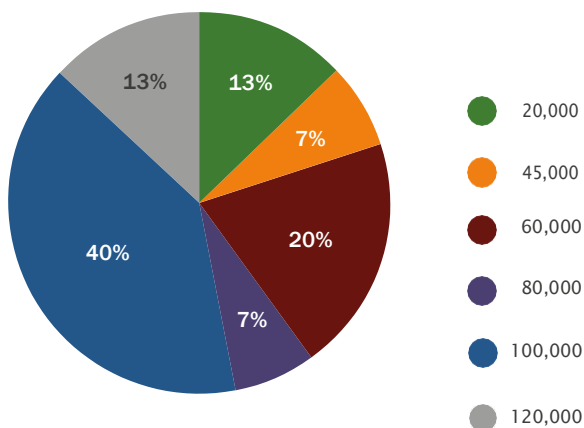


図24. 自然死の場合の会員および扶養家族への最大給付額（単位ペソ）

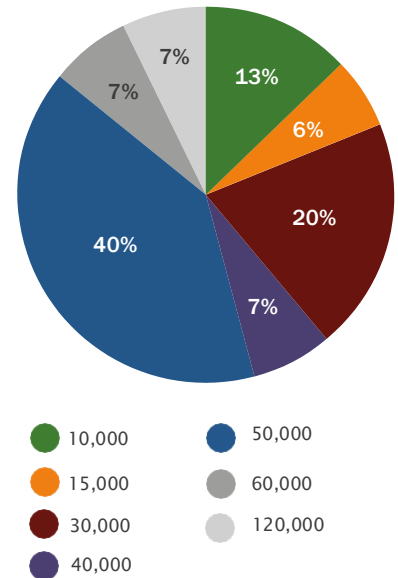
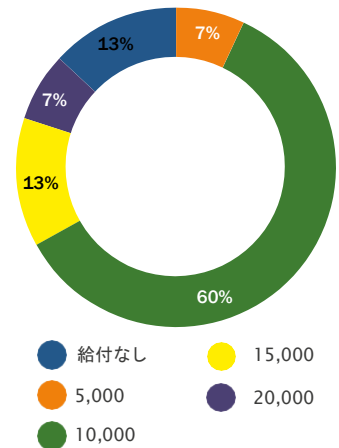
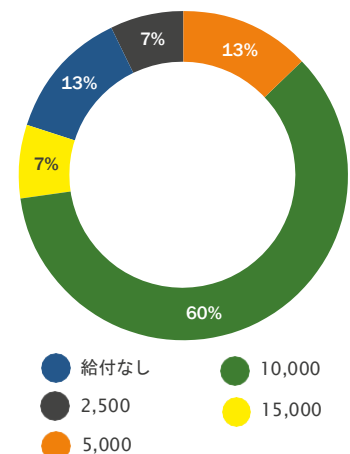


図25. 会員が死亡した場合の扶養家族に対する生命保険金給付額

配偶者への給付額（ペソ）



その他の養家族への給付額（ペソ）

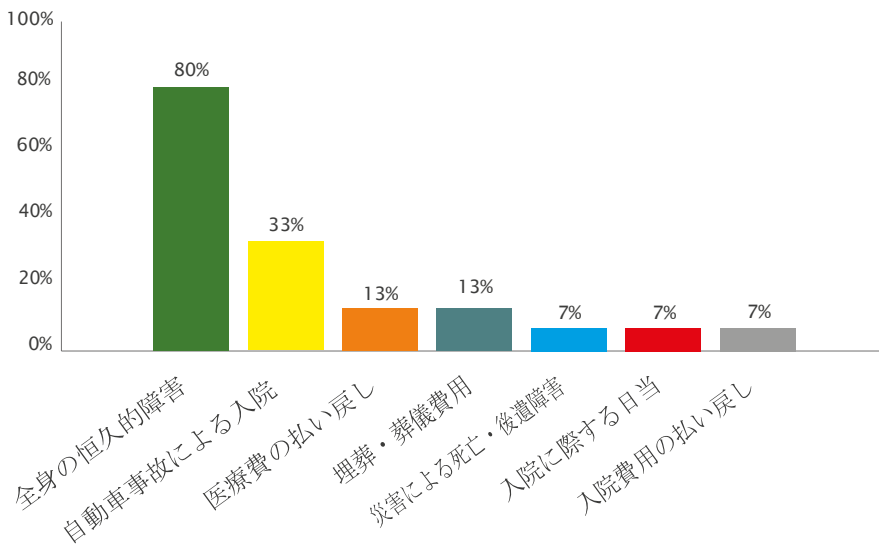


本調査で回答したMi-MBAのうち、配偶者の災害死亡に対する給付を提供しているのは87%、扶養家族の災害死亡に対する給付を提供しているのは80%のみである。対象者に対する通常の保険金給付額は、配偶者の場合は2万ペソ（426ドル）、扶養家族の場合は1万ペソ（213ドル）である。図27は、配偶者と扶養家族に関する給付額の範囲を示している。

補償のパッケージ

Mi-MBAは、しばしばBLIPに追加の補償を組み入れている。最も一般的なものは、全身の恒久的障害（TPD）および自動車事故による入院（MVAH）に対する給付である。回答したMi-MBAの27%が、会員の健康・医療ニーズに対応する給付を提供している。図28は、会員によく提供されている給付内容を示している。

図28. 補償パッケージの内容



信用生命保険プラン

信用生命保険プラン（CLIP）は、会員の家族が死亡または身体障害を負った場合に、ローンの返済資金を提供するものである。すべてのMi-MBAが会員にCLIPを提供しているわけではない。このタイプの商品を提供していない組織の大部分は、協同組合ベースの組織であり、おそらくCISの信用生命保険商品を利用しているものと考えられる。

会員が支払う平均保険料は、年間1,000ペソのローンごとに13ペソである（年間21.3ドルのローンごとに0.28ドル）。保険料は最も低いもので8.5ペソ（0.18ドル）、最も高いもので15ペソ（0.32ドル）である。

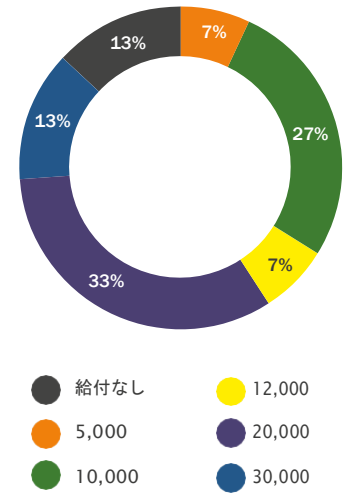
保険給付額は、12万ペソ（2,553ドル）から20万ペソ（4,255ドル）まで大きく異なり、70%の幅がある。標準的な慣行では、支払済み部分を含む貸付金額全体が保険でカバーされる。

ゴールデン信用生命保険プラン (GLIP)

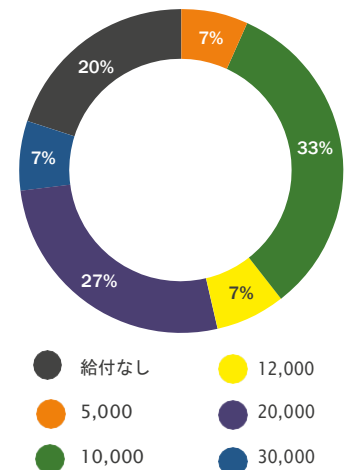
GLIPは、70歳の年齢制限に達した会員に継続的な保険を提供することを目的としている。GLIPでは、100歳まで保険期間を延長することができる。会員はオプションとして、毎週50ペソ（1.1ドル）の支払により2万5,000ペソ（532ドル）の給付を受けるか、または毎週100ペソ（2.1ドル）の支払により5万ペソ（1,064ドル）の給付を受けるかを選択することができる。この商品には上乗せの保障は含まれていない。会員は、支払い済みの保険料の50%の現金払戻により保険契約を中止することができる。この商品はCARD MBAによってのみ提供されているが、他のMi-MBAも同様のGLIP商品の開発に関心を示している。

図27. 保険契約者の扶養家族の事故死亡に対する保険金給付額

配偶者の災害死亡に対する保険金給付額 (ペソ)



その他の扶養家族の災害死亡に対する保険金給付額(ペソ)



CISのマイクロインシュランス商品

CISは個人保険と団体保険の両方を提供しており、Mi-MBRよりも幅広い商品を有している。保険加入は会員団体の任意であるが、団体向けの保険商品は、しばしば一次会員である協同組合員に対し、加入を義務付けている。一般に、CISの保険商品は、Mi-MBAによって提供されるものに比べて高価である。その原因はおそらく、CISの顧客がMi-MBAの会員よりも比較的高い所得を得ており、両者がターゲットとしている市場の所得水準が異なることである。

生命保険

保険委員会のデータに基づくと、CLIMBSには3つ、CISPIには8つの承認済みマイクロインシュランス生命保険商品がある。団体保険には、CISPのGBLISS（Group Basic Life Insurance Security System、団体基礎生命保険保障システム）が含まれている。これは、1人当たり182.5ペソ（3.9ドル）を拠出することで、個人に対し1年ごとに更新可能な保険を提供するものである。このプランは、災害による死亡および後遺障害（ADD）、全身の恒久的障害（TPD）および自然死に対し、最大15,000ペソ（319ドル）を給付するものである。また、埋葬費用をカバーするために5,000ペソ（106ドル）を給付している。

CLIMBSとCISPはいずれも、団体向け・年次更新可能という条件（GYRT; Group-based, annually renewable Term）による信用生命保険商品を提供しており、一次会員である協同組合員に対し、ローンを利用中のすべての有資格会員を加入させるように義務付けている。このプランには、オプションとして不慮の死亡および後遺障害に対する給付が含まれる。提供されている商品の比較を表3に示す。

表3. CLIMBSとCISPの信用生命保険商品の比較

保険提供組織	保険加入者の拠出金額	給付額
CLIMBSの信用生命保険	ローン1,000ペソ(21ドル)ごとに毎月1.25ペソ(0.03ドル)+10ペソ(0.21ドル)	ローンの借用額
CISPの信用生命保険	ローン1,000ペソ(21ドル)ごとに毎月0.50ペソ(0.01ドル)	ローンの借用額

CLIMBSには、一次会員である協同組合の会員出資資本と貯蓄の総額の1%を保険料とする生命貯蓄保険プラン（CLSP; CLIMBS Live Savings Plan）もある。協同組合員の生命保険は、保険で保護されたローンと同等である。CISPも、貯蓄奨励保険（SII; Savings Incentive Insurance）と呼ばれる同様の商品を提供しており、年間貯蓄の1%をリスク保護のための保険料とする。言い換えれば、年間1,000ペソの貯蓄に対し、10ペソの保険料を支払うことになる。生命保険給付は、発行資本および/または会員出資資本に基づいて行われる。

CLIMBSとCISPはいずれも、イージー・プロテクト・プラス (EZ Protect Plus)、インシュランス・カード (Insurance CARD)、学生保険プラン (SIP; Student Insurance Plan) などの個人向けマイクロインシュランス商品を提供している。これらの商品は、全身の恒久的障害 (TPD) への給付、災害による死亡および後遺障害 (ADD) への給付、生存保障給付を付帯している。これらの商品の比較を表4に示す。

表4. CLIMBSとCISPの生命貯蓄保険商品の比較

保険提供組織	保険商品	毎月の会員拠出金額	最大給付額
CLIMBS	イージー・プロテクト・プラス (EZ Protect Plus) (5年間の保険料支払いで15年間の保護期間)	175ペソ-200ペソ (3.7ドル-4.3ドル)	生命保険 - 30,000ペソ (638ドル) 災害による死亡および後遺障害 (ADD) - 30,000ペソ (638ドル) 生存保障 - 12,000ペソ (255ドル)
CISP	学生保険プラン (SIP, Student Insurance Plan)		災害による死亡および後遺障害 (ADD) - 50,000ペソ (1,063ドル) 全身の恒久的障害 (TPD) - 50,000ペソ (1,063ドル) 埋葬 - 5,000ペソ (106ドル)

損害保険

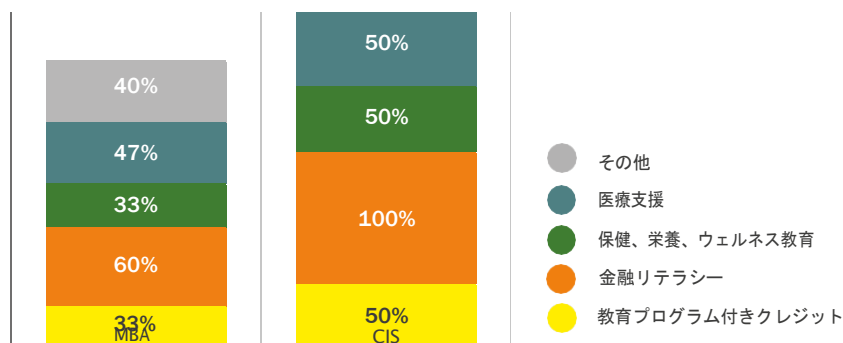
CLIMBSは複合ライセンス保有組織として、生命保険商品と損害保険商品を提供することが認められている唯一の相互扶助組織であり、損害保険には火災、雷、地震、台風、洪水、爆発、飛行機事故などによる損害や損失に対する家庭保護パッケージが含まれる。また、CLIMBSは、事故、火災、盗難、その他の悪意のある損害原因に対して自動車を保護するパッケージも提供している。

CLIMBSはミュンヘン再保険 (Munich Re) と提携して、風速と雨量の指標に基づく保険である国民災害保険 (National Catastrophe Insurance) を試験運用したが、台風「ハイヤン」 (Yolanda) の影響により巨額の損失を被った後、この商品の提供を停止した。

保険付加サービス

Mi-MBAおよびCISは、既存の保険契約者および潜在的な顧客に対し、他の非保険サービスも提供している。これらのサービスには、金融リテラシーセミナー、医療ミッション、教育クレジット、健康栄養・ウェルネス教育などが含まれる。図29は、提供されている付加価値サービスの種類を示している。さらに、Mi-MBAは、会員のための集団結婚式サービスや、壊滅的な事象が発生した際の救援・援助サービスを提供している。

図29. 提供中の保険付加サービス



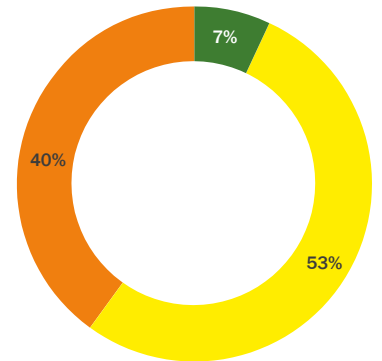
保険商品の販売経路

パートナー・エージェント・モデルは、CISとMi-MBAの両方で主に使用されているモデルである(図30)。Mi-MBAの主な販売経路は、スポンサーとなっているMFIであり、Mi-MBAは、特に保険料徴収、給付請求処理、会員教育との関連でMFIの販売システムを利用している。MFIは提供したサービスに対してわずかな手数料を徴収する。通常これは、収集された会員拠出金の一定比率に相当する。

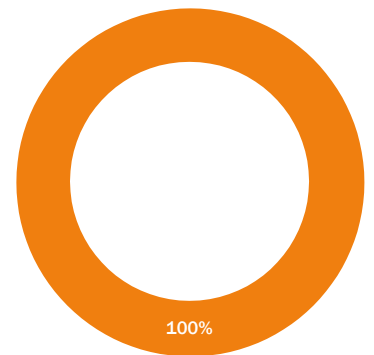
CISの会員である協同組合は、CISの主要な販売経路となっている。CISの一次会員である協同組合は、マイクロインシュランス契約を引き受けることで、CISから手数料を支払われる。CISはまた、マーケティングエージェントを利用して、自社商品を直接引き受けている。

図30. Mi-MBAとCISの保険商品販売経路

Mi-MBAの保険商品販売経路



CISの保険商品販売経路

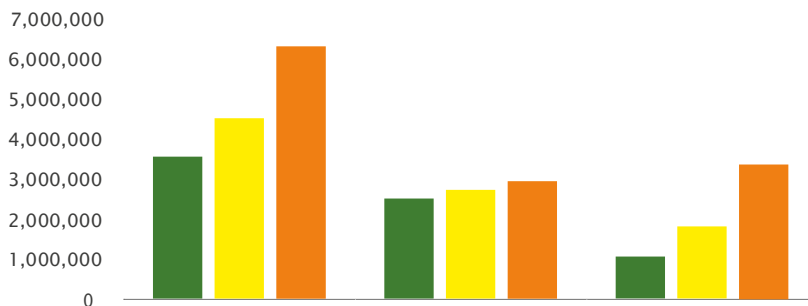


- 会員に直接働きかける活動
- 現地パートナーを通じた活動
- 上記2活動の両方

マイクロインシュランス契約数／契約者数の増加

2014年に相互扶助組織が引き受けた保険契約は640万件に上り、うちMi-MBAが47%、CISが53%を占めた(図31)。しかし、CISから入手したデータは、マイクロインシュランスと非マイクロインシュランスの契約を明確に区別していない。本調査では、すべてがマイクロインシュランス契約であると仮定している。

図31. マイクロインシュランス契約数／契約者数の増加(2012-2014年)



	全体	MBA	CIS
● 2012	3,590,935	2,530,879	1,060,056
● 2013	4,575,741	2,751,365	1,824,376
● 2014	6,377,459	2,971,791	3,405,668

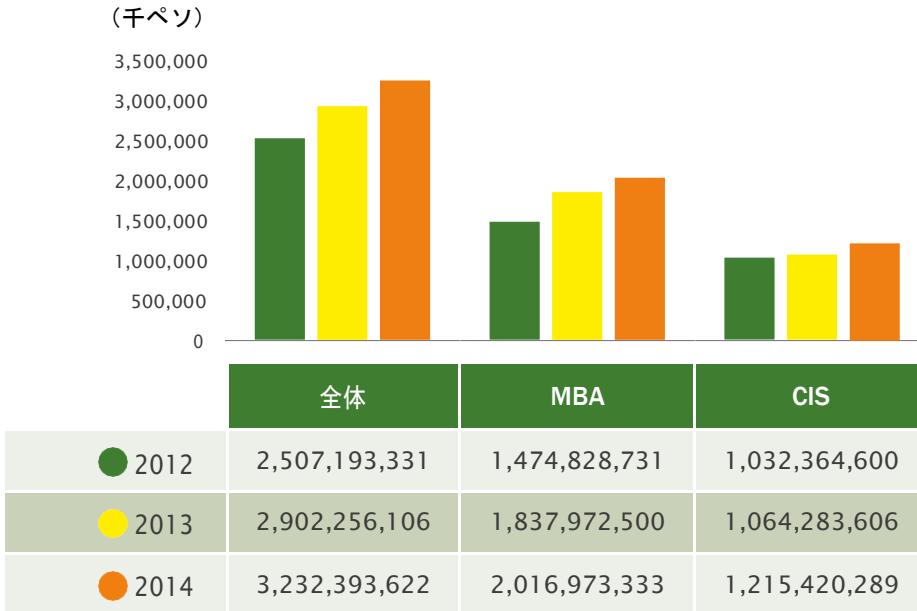
Mi-MBAが発行する保険契約の数は引き続き増加しているが、増加率は2013年には9%、2014年には8%と、ゆるやかなペースになっている。CARDはMi-MBAの保険契約総数の72%を占める最大の保険契約発行数(850万件)を有している。Mi-MBA全体としては成長しているものの、増加率がマイナスとなったMi-MBAの割合は、2013年の36%から2014年には43%に増加した。これは、既存会員の維持や新規会員の獲得が困難となっていることを示している。

CISによって発行された保険契約の数は、2013年には72%、2014年には87%と大きく増加した。CLIMBSは、すべてのCIS保険契約者のうち270万人(78%)を占め、保険契約発行数において最大のCISとなっている。

保険料収入／会員拠出金の増加

2014年のCISとMBAの保険料収入・会員拠出金の合計額は6,900万ドル（32億ペソ）で、うち62%（20億ペソ／4,300万ドル）をMi-MBAが占め、38%（12億ペソ／2,600万ドル）をCISが占めている。保険料収入は2013年に16%、2014年には11%増加した（図32）。

図32. 保険料収入の増加（2012-2014年）



Mi-MBAの会員拠出金／保険料収入は、2013年に25%、2014年には10%増加したが、この成長を牽引しているのは少数のMi-MBAのみであり、大多数のMi-MBAは保険料の伸びが低下している。絶対額では、CARD MBAが15億5,000万ペソ（3,300万ドル）と、Mi-MBAの保険料総額の77%に相当する割合を占め、引き続きリードしている。マイナス成長を示すMi-MBAの割合は、保険契約者の伸びの鈍化と軌を一にして、2013年の38.5%から2014年には64.3%に増加した。

2014年のMi-MBA会員拠出金の合計20億ペソ（4,300万ドル）のうち、81%がBLIP会員、19%がCLIP会員によるものであった。

CISについては、保険料収入は2013年に3%、2014年に14%増加した。この伸びは主にCISPの事業が持ち直したことによるものである。CLIMBSは、2014年のCISの保険料総額の75%に相当する9億1,600万ペソ（1,900万ドル）を占め、引き続き最大手のCISとなっている。

Mi-MBAの保険契約会員1人当たりの平均拠出金は679ペソ（14ドル）であり、CISの会員当たり保険料支払額である357ペソ（7.6ドル）よりも多い。しかし、Mi-MBAに関する計算では、自己資本価値と準備金の割り当ては考慮されておらず、これを差し引くと会員拠出金の45%のみが保険料額となる。この値のみを使用すると、Mi-MBAの保険契約者1人当たりの保険料額は、305ペソ（6.5ドル）に減少する。

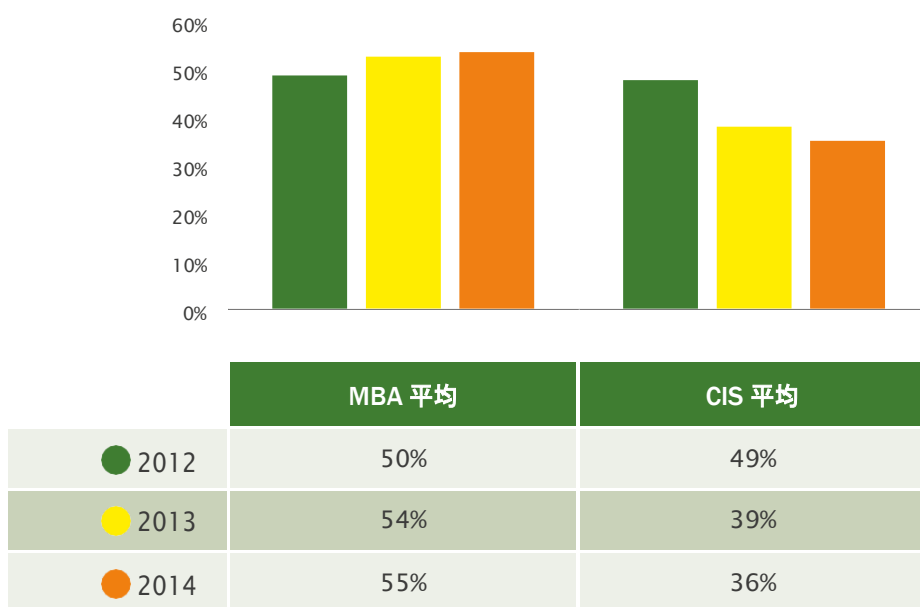
賠償率

賠償率または損害率は、被保険者に給付金として支払われる保険料の割合を示す。保険委員会が定める公式は、Mi-MBAとCISと異なる。

Mi-MBAの場合、使用される公式は、「死亡給付請求額 ÷ { (基本拠出金の25%) + (オプション拠出金の80%) + (恒久的な生命保険プランの当初準備金) }」である。CISの場合、保険委員会は、生命保険については「死亡給付請求額 ÷ (当初準備金 + 総保険料)」、損害保険については「損害給付請求額 ÷ 稼得保険料」という別々の公式を定めている。

図33は、過去3年間（2012-14年）でMi-MBAの賠償率が増加していることを示しており、より多くの請求に対する給付が行われていることを示唆している。同期間の賠償率が減少傾向にあるとの情報を提示したのは、1つのCIS（CLIMBS）のみであった。

図 33. 賠償率（2012-2014年）



保険委員会が設定している賠償率の基準は、Mi-MBAでは75%から100%であり、生命保険および損害保険会社では40%から50%である。過去3年間のMi-MBAおよびCISについて算出された平均賠償率の実績は、いずれも保険委員会の基準を下回っていた（CISの賠償率が基準内にあった2012年を除く）。

個別に見ると、保険委員会基準を満たしたMi-MBAは、2012年には15%のみであったが、2013年と2014年には、27%が基準を満たすことができた（図34）。賠償率の公式と基準がMi-MBAのパフォーマンスを評価するのに有用であるかどうかについては見直す必要がある。

図34. Mi-MBAの賠償率実績

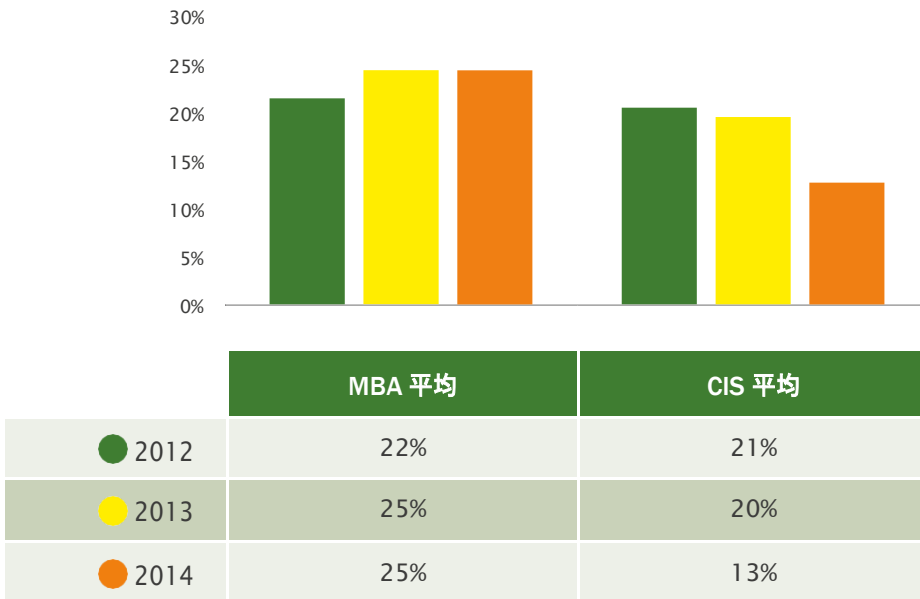
保険委員会によるMi-MBA 向けの基準 = 75%			
賠償率	2012	2013	2014
基準を上回った団体	15%	27%	27%
基準以下であった団体	85%	73%	73%

営業费率

保険委員会が定める営業费率の計算法は、組織の種類によって異なり、MBAの場合は「営業支出額 ÷ 総拠出金額」、生命保険会社および損害保険会社については「運営支出額 ÷ 総保険料」として計算される。

図35は、Mi-MBAとCISの間の対照的なパフォーマンスを示している。CISの値がより低い営業费率を示しているのに対し、Mi-MBAの営業费率は、事業を行うコストの増加を示している。CISのコストの低下は、CISPの運用効率の大幅な改善によるところが大きい。

図35. 営業费率（2012-2014年）



保険委員会は先の賠償率と同様に、営業费率に関する基準を設けており、MBAについては最大20%、生命保険会社および損害保険会社については50%としている。CISの平均営業费率は保険委員会の基準内にあるが、MBAは基準を超えている。図36は、保険委員会が設定した基準を上回るMi-MBAの割合が増加傾向にあることを示している。

図36. 営業费率から見たMi-MBAの業績

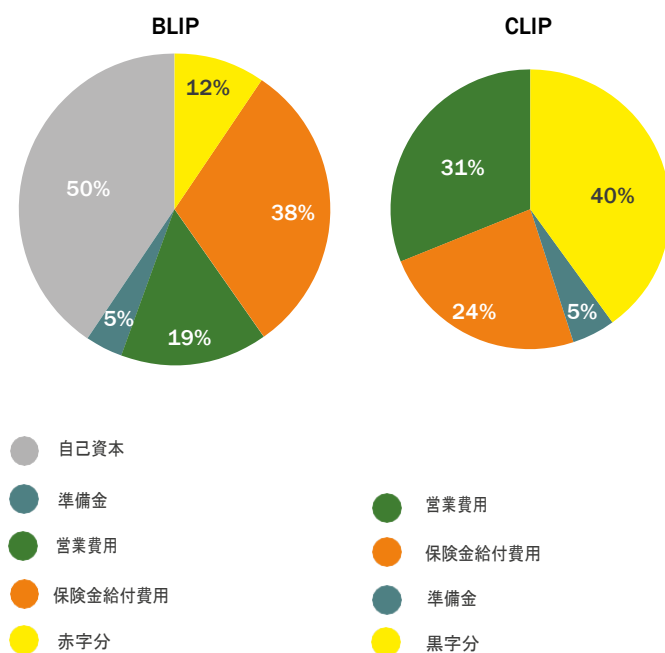
保険委員会基準=20%以下			
営業费率	2012	2013	2014
基準を上回った団体	54%	60%	66%
基準以下であった団体	46%	40%	40%

Mi-MBAの商品別コスト

2つの主要商品であるBLIPとCLIPのコスト構造のレビューを行った。すべてのMi-MBAがBLIPを提供し、60%のMi-MBAがCLIPを提供している。CLIPを提供する団体のうち、商品別にコストを割り当てているのは半数未満である。コストの割り当てを行っている団体は、直接的費用（引受料とサービス料）のみをCLIPに割り当て、その他の費用はすべてBLIPに割り当てている。この慣行はBLIPが商品コストの限度を超える要因となる一方、CLIPには比較的わずかなコストしかつかないため、大きな黒字幅が生じている。

図37に、すべてのMi-MBAの平均コスト配分を示す。2014年のデータに基づくと、BLIPの営業費用および給付費用は57%に達した。会員拠出金の50%を会員の自己資本価値とし、さらに5%を準備金として、使用せず確保しておくことが義務付けられているため、会員拠出金の45%のみが保険料額とみなされる。したがって、給付費用および営業費用の総額は保険料の12%を超えている。これは、平均的に見て多くのMi-MBAがBLIPからの収益を上げておらず、最終利益を向上させるために他の収入源（CLIPと投資）に依存していることを示している。個別のデータからは、調査対象のMi-MBAの80%について、給付費用および営業費用が45%の制限を超えていることが明らかになった。

図37. 商品別の会員拠出金／保険料収入に対するコストの割合



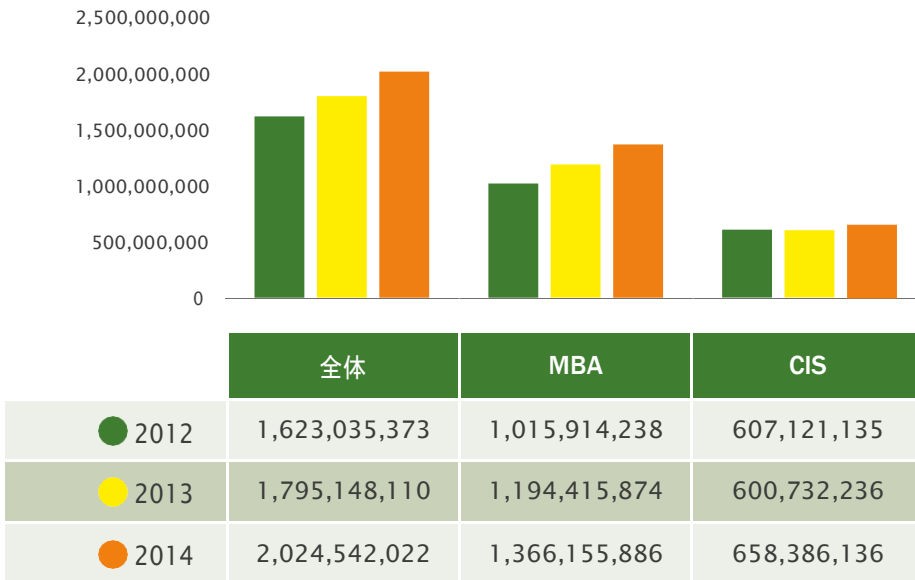
これと比較して、CLIPの営業費用・給付費用は55%であった。Mi-MBAは（BLIPのような自己資本価値要件がなく）5%の準備金を確保するだけで済むため、平均で40%の黒字を創出することが可能となっている。

Mi-MBAは一般的な費用を比例配分しておらず、ほとんどの費用を単純にBLIPへと割り当てているので、CLIPの実際のコストは、おそらく大幅に高いとみられる。Mi-MBAが商品コスト配分の共通慣行を考案することができれば有用であろう。

保険金の給付

2014年にCISとMi-MBAによって支払われた保険金給付額の合計は20億ペソ（4,300万ドル）に達し、うちMi-MBAが67%、CISが33%を占めた。支払われた給付金の総額は2013年に11%、2014年には13%増加した（図38）。

図38. 会員に支払われた保険金



Mi-MBAが支払った給付金の合計は、2013年に18%、2014年には14%増加した。Mi-MBAにより支払われた給付金全体のうち、総額ではCARD MBAが大部分を占めており、その割合は2013年には全体の85%、2014年には86%であった。これは、台風「ハイヤン」が襲来した際の死者によるものである。

少数のMi-MBA（13%）が給付支払額の増加を示したが、他の組織の給付率は低下している。支払った給付金の額がマイナス成長を示したMi-MBAの割合は、2013年の21.4%から2014年には66.7%に増加した。

CISの場合、支払われた給付金は2013年に1%減少したが、2014年には回復して10%の成長を示した。CLIMBSは、CISの給付支払総額の78%を占め、CISの中で最も給付支払額が高かった。

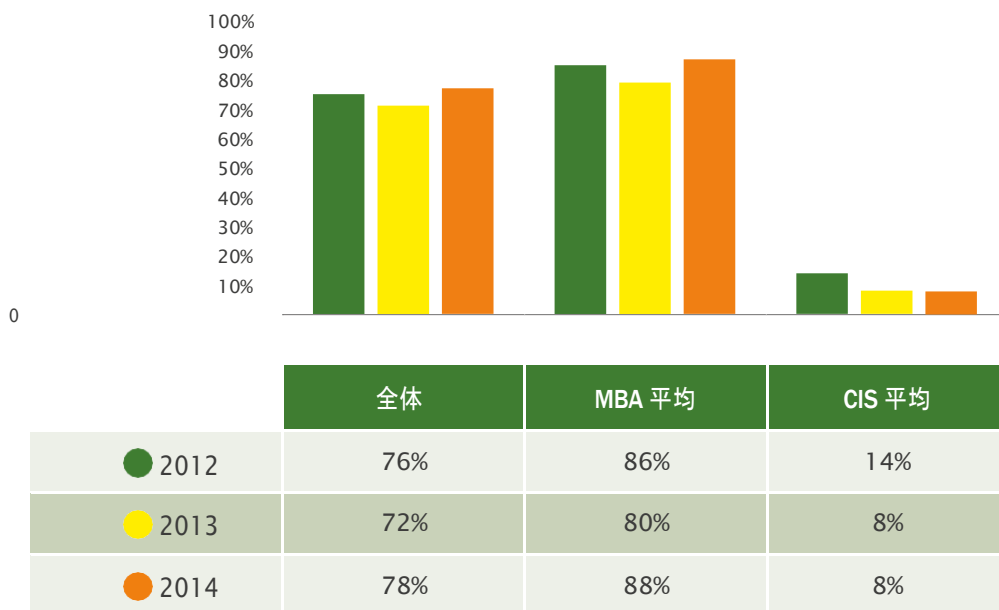
保険契約者一人当たりの平均給付額は、CISの103ペソ（2.2ドル）に対し、Mi-MBAは460ペソ（9.8ドル）であり、大幅に高かった。

適時給付率

適時給付率は、必要なすべての保険金請求書類を受領した後、10日以内に支払われた給付請求の割合を示す。

過去3年間のMi-MBAの適時給付率は、CISよりも大幅に高かった（図39）。2014年にMi-MBAは88%の保険金請求を10日以内に決済したのに対し、CISは8%しか決済できなかった。

図39. 適時給付率（2012-2014年）



迅速な給付にもかかわらず、2014年にはMi-MBAの53%が、保険委員会によって設定された100%基準を下回った（図40）。

図40. Mi-MBAの適時給付率に関する実績

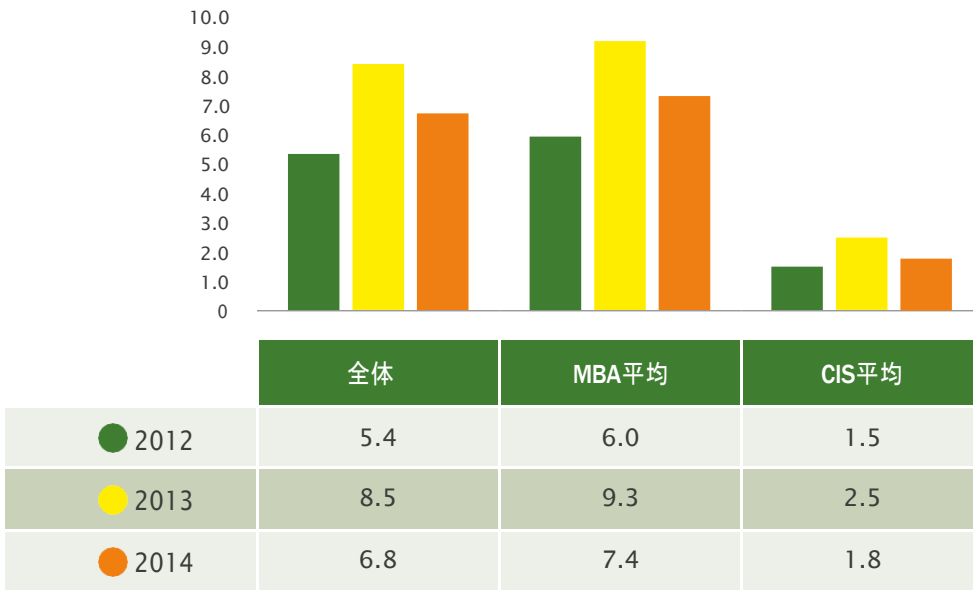
保険委員会の基準 =100%			
適時給付率	2012	2013	2014
基準を満たした団体	38%	27%	47%
基準を下回った団体	62%	73%	53%

流動性比率

流動性比率は、マイクロインシュランス提供組織が保険金請求に対する給付を行い、現在負っている責務を果たす能力を決定する。保険委員会は流動性比率を、「流動資産：流動負債」として計算するよう定めている。

Mi-MBAはCISに比べ、極めて流動性が高く（図41）、2012年には流動性比率6：1であったのが、その後増加し2013年には9：1、2014年には7：1となった。CISは、2012年の平均比率が1.5：1、2013年は2.5：1、2014年は1.8：1であり、流動性をより適切に管理している。

図41. 流動性比率（2012-2014年）



流動性比率が2：1を上回るMi-MBAの割合は40%であり、最高は41：1となっており、流動資産の利用が非効率的であることを示している。

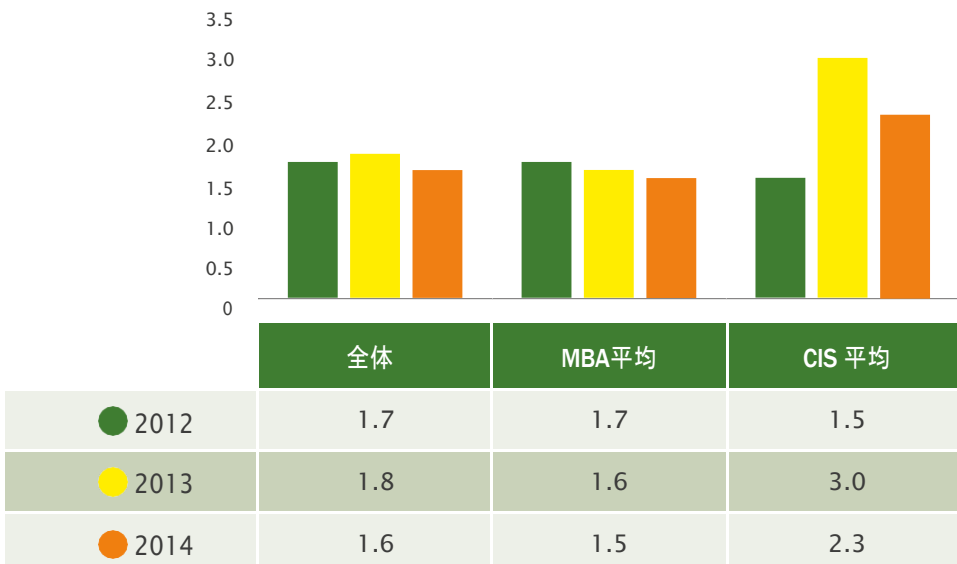
ソルベンシー

保険委員会が定義するソルベンシー（支払能力）比率とは、ソルベンシー・マージン要件（margin of solvency requirement, MOS）を満たした後、利用可能な資産を用いて、顧客の請求を含むすべての債務をカバーする保険会社の能力のことである。MOSは最小限の保証要件か、または保険料合計額から積立金を差し引いた額の0.1%のうち、いずれか高い額とする（Insurance Commission circular letter 5-2011）。

Mi-MBAのソルベンシー・マージン比率は、2012年から2014年にかけて減少傾向を示しているが、まだ十二分に未払債務をカバーしうる（図42）。CISはMi-MBAより比率が高く、2013年には数値の改善が見られたが、2014年には微減した。

すべての相互扶助組織は、保険委員会のソルベンシー比率の基準値である1：1の比率を満たしている。

図42. ソルベンシー・マージン比率、2012-2014年



総資産利益率(ROA)

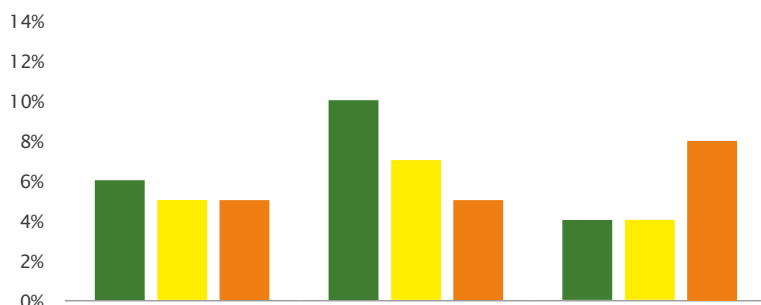
総資産利益率 (ROA, Return On Assets)は、利益／純剰余金を生成するために資産を管理する効率を測定する。本調査ではデータが限られているため、簡略化した公式（純利益／剰余 ÷ 同年の総資産）を使用した。

Mi-MBAとCISは、過去3年間で対照的なROA傾向を示しており、Mi-MBAのROAは低下傾向にあるのに対し、CISのROAは改善している（図43）。ROAの実績は、保険契約者の増加、保険料、賠償率、流動性および営業費率と一致している。

Mi-MBAのROAの低下は、保険料の伸びが低迷する一方で営業費用と保険金請求額がより速いペースで増加していることに起因する。追加の収入を生むために投資できたはずの資金がアイドルリング状態のままであったことにより流動性が高水準になったことも、ROAの低下の要因となった。

CISについては、2014年にROAが倍増した。これはCISPの事業が顕著な業績を上げ、同年に15%のROAを達成したことに起因している。

図43. 総資産利益率（2012-2014年）



	合計	MBA平均	CIS平均
● 2012	6%	10%	4%
● 2013	5%	7%	4%
● 2014	5%	5%	8%

今後の見通しと課題

今後の見通し

相互扶助によるマイクロインシュランスの継続的な成長の見通しは、以下の要因により引き続き明るい。

1. **相互扶助組織の活動を可能にする規制環境。** Mi-MBAの数の増加に表れているように、引き続き新しいMi-MBAの参入を支援する規制環境がある。通常よりも低い資本条件と免税特典は、新しい相互扶助に基づくマイクロインシュランス提供組織が市場に参入するのに魅力的な条件である。
2. **友好的な規制当局。** 保険委員会は引き続き、マイクロインシュランスのアウトリーチを広げるために相互扶助組織を支援してくれる規制当局であり、重要なパートナーである。
3. **巨大な未開拓市場。** 潜在的市場の大部分（53%）は未開拓のままである。潜在的市場の規模は今後5年間で拡大し、未開拓市場の規模もさらに拡大することが予想される。
4. **活発な技術支援ネットワーク組織。** Mi-MBAのネットワーク協会であるRIMANSIが、技術サービスの重要なプロバイダーとして、またMi-MBAを共通の方向に強化し統一する手段として登場した。
5. **非公式の保険提供組織を公式化するための政府の取り組み。** 保険組織の公式化により、既存の非公式保険組織は、新たに相互扶助組織を設立するか、または既存の組織に参加する機会を得ることができる。
6. **マイクロインシュランスのためのテクノロジーに基づくアプリケーションの可用性。** 進化するインターネット・携帯電話の関連技術により、コストを削減しつつ保険サービスの幅を広げる機会が生じている。

今後の課題

成長機会の見通しは明るいものの、相互扶助組織、特にMi-MBAは、次のような多くの課題に直面している。

1. **相互扶助組織が限られた市場で活動する結果、組織間の競争が激しくなっている。** 相互扶助の保険市場は、マイクロファイナンス（クレジットベース）の顧客層に限定されている。マイクロファイナンスの借り手でない人々は、より広範な市場を持つが、ほとんど相互扶助保険サービスの対象となっていない。より大規模なMFIが、地元団体の活動対象地域へとカバレッジを拡大するにつれて、顧客は会員登録先を切り替えるか、または複数の会員登録を行うようになっている。その結果として、相互扶助組織間の競争がますます激しくなっている。
2. **相互扶助組織、特にMi-MBAは、法律により、顧客に対し生命保険しか提供することができない。** 現行規則により、Mi-MBAは損害保険商品を提供することが禁じられており、会員である顧客の損害保険需要に対応する能力が損なわれている。
3. **対象市場と一般市民のマイクロインシュランスに関する意識の欠如。** 多くのフィリピンの人々は依然として保険の概念を理解していないか、保険について否定的な認識を持っている。相互扶助組織は、市場拡大のためには保険に関する意識啓発活動が重要だと考えており、定期的な活動として保険意識啓発に取り組んでいるが、まだ取り組みが不十分だと全ての組織が考えている。
4. **相互扶助組織がより戦略的なアプローチをとる必要性。** 新たな競争市場に参入し、新商品を導入する際に、相互扶助組織はより戦略的なアプローチを通じて自らの能力を向上させ、より効率的に活動する必要がある。

結論と推奨事項

フィリピンにおける相互扶助に基づくマイクロインシュランス部門の成長を持続させるために、以下の対応を推奨する。

- a. **相互扶助組織への推奨事項。** 相互扶助組織は、社会的使命を追求しながら持続可能性を維持するために、組織全体のガバナンスを向上させる必要がある。組織の効率性と有効性を改善するため優先的に注意を払うべき主な分野は次のとおりである。
 - i. 事業運営。とりわけ給付請求、コスト管理、財務管理における、管理プロセスの効率性。
 - ii. マーケティング。現在の顧客を維持し、市場普及度を高め、新たな地理的領域または新たな市場セグメントに事業を拡大する計画をどのように立てていくかについての明確な戦略。この戦略には、新たなパートナー・エージェントの希望候補と、それをどのように関与させるかについての計画を含める必要がある。
 - iii. 商品。現行提供商品とその持続可能性、既存商品の変更／強化の必要性、または新商品の開発の必要性についてのレビュー。
 - iv. テクノロジー。既存のデータベースおよび管理情報システムの堅牢性を向上させ、タイムリーかつ正確な方法で情報の取得、保存、処理および報告を行えるようにする。より低コストでアウトリーチを拡大する戦略として、モバイル技術を導入する可能性を探る。
 - v. 投資管理。投資機会を広げ、投資収益を向上させ、高い流動性レベルに対応する仕組みを開発する。
- b. **政府機関への推奨事項**
 - i. 相互扶助組織が存在するか、または存在している可能性のある地理的領域に重点を置き、様々なメディアを利用して、金融リテラシーとマイクロインシュランスに関するキャンペーンを強化する。
 - ii. 非公式の準保険的リスク共有メカニズムを正式化するか、そうでなければ活動を停止させるという取り組みを一層強化する。
 - iii. あらかじめ設定された基準に基づき、（RIMANSIと協力して）相互扶助組織のパフォーマンスを密接にモニターし、適切なインセンティブ／ペナルティを与える。
 - iv. 小規模な相互扶助組織を、より大規模な相互扶助組織が吸収するという、起こり得るシナリオを想定して、相互扶助組織の合併に関する規則を策定する。
 - v. 財務報告の一貫性と比較可能性を確保するために、相互扶助組織のための義務的な会計基準を作成する。
 - vi. 相互扶助組織が免税措置を受けながら損害保険商品を提供することを許可する可能性について検討する。

c. **ICMIFおよび他のドナーへの推奨事項。** 次の分野で、財務、技術、研修のサポートを提供することを推奨する。

i. 相互扶助組織の能力開発

良い統治
戦略・事業運営
事業リスク管理
マーケティング管理
運営システム開発
商品設計・開発
投資管理

i. Mi-MBAのMIS技術の向上

ii. 携帯電話の使用などテクノロジーに基づいた技術革新に関するパイロット事業

iii. 商品（新旧）のレビューとテスト

iv. マイクロインシュランスに関する意識啓発／教育活動

v. 新規MBAの設立促進

vi. 新しいマーケティング・販売システムのテスト

付属資料

付属資料 1. 調査回答組織一覧

組織／会社名	住所	インタビュー実施日
規制当局／政策立案機関		
Insurance Commission (Microinsurance Division) (保険委員会 マイクロインシュランス 課)	IC Building 1071 United Nations Avenue, Manila, 1004, Philippines, P.O.Box 3589, Manila	2015年9月3日
Bangko Sentral ng Pilipinas (Financial Inclusion Advocacy) (フィリピン中央銀行、金融イン クルージョン・アドボカシー担当 部署)	Office of the Deputy Governor Supervision and Examination Sector 10F Multi-Storey Building BSP Mabini Street Manila Philippines	2015年8月10日
業界組合		
Microfinance Council of the Philippines	Unit 1909 Jollibee Plaza, Pasig, 1600 Metro Manila, Philippines	2015年8月19日
ドナー機関		
Asian Development Bank (アジア開発銀行)	6 ADB Avenue, Mandaluyong City 1550, Metro Manila, Philippines	2015年7月13日
GIZ-German Technical Cooperation	GIZ-MIPSS Office, Insurance Commission Complex, 1071 UN Avenue, Ermita, Manila	2015年7月14日
協同組合保険会社		
Cooperative Insurance System of the Philippines	No. 80 Malakas St. Central District, Pinyahan 1101 Philippines	2015年6月23日 2015年7月24日
CLIMBS Life and General Insurance Cooperative	CLIMBS Bldg., Upper Zone 5, National Highway, Bulua Cagayan de Oro City Philippines 9000	2015年7月28日

組織／会社名	住所	インタビュー実施日
MI-MBA		
ASKI MBA	105 Maharlika Highway Cabanatuan City 3100	2015年7月17日
CARD MBA	Colago Ave., Bgy. 1E San Pablo City Laguna 4400	2015年7月21日 2015年7月26日
CARE MBA	Cooperative Alliance for Responsive Endeavor (CARE) MBA, Inc, 3F LSC Bldg. Quezon Ave. Cor. Ravanso St Lucena City 4301	2015年7月22日 2015年6月25日
FICCO MBA	First Community Cooperative MBA, Inc. Fernandez-Corrales Sts, Cagayan de Oro City 9000	2015年7月27日
KMBA	5 Don Francisco St, Don Enrique Heights, Bgy. Holy Spirit Commonwealth, Quezon City 1127	2015年6月22日
KGI MBA	Kazama Grameen MBA, Inc Block 12 Lot 25 Sta Monica Subd Subic Zambales	2015年6月16日
KCCDFI MBA	Annex KCCDFI Bldg. MCLL Highway, Guiwan, Zamboanga City 7000	2015年8月18日
PAGLAUM MBA	Coop. Assurance Center, Eastern Looc, Plaridel, Misamis Occidental	2015年8月5日
PBC MBA	People's Bank of Caraga, Inc. MBA, National Highway, Barangay 5, San Francisco, Agusan del Sur 8501	2015年8月12日

組織／会社名	住所	インタビュー実施日
QPI MBA	Quidan Pag-Inupdanay MBA, Inc. Room 320, 3F VSB Bldg, 6th Lacson St. Bacolod City 6100	2015年7月16日
(4K) RBT MBA	Rural Bank of Talisayan MBA, Inc. 2F Foronda Bldg., North Abellanosa St. Cagayan de Oro City 9000	2015年7月31日
SEDP MBA	Simbag sa Emerhensya Asin Dagdag Paseguro MBA, Inc, 2F Social Action Center Bldg Cathedral Compound Albay District	2015年7月7日
TSPI MBA	3rd Floor TSPI Bldg., #2363 Antipolo Street, Guadalupe, Nuevo, Makati City	2015年7月3日
NATCCO MBA	227 J.P. Rizal St Project 4, 1109 Quezon City	2015年7月24日

技術的パートナー

Asian Actuaries, Inc	3/F VGP Center, Ayala Avenue Makati City	15 July 2015
----------------------	------------------------------------------	--------------

協同組合連盟

Visayas Cooperative Development Center	VICTO National Beverly Hills, Cebu City	2015年7月15日
MASS-SPECC Cooperative Development Center	MASS-SPECC Cooperative Development Center, Tiano-Yacapin Streets, Cagayan de Oro City Misamis Oriental, Phils.	2015年7月29日

付属資料 2. Mi-MBAのマイクロインシュランス商品一覧(2013年7月現在で保険委員会による承認済みの商品)

MBAの名称	保険プランの名称	給付内容	承認日
1. Alalay sa Kaunlaran (ASKI) Mutual Benefit Association Inc.	Basic Insurance Plan (GYRT) (基礎保険プラン、GYRT (団体向け、年次更新可))		2006年10月5日
2. Bangko Sentral ng Pilipinas (Financial Inclusion Advocacy)	Basic Insurance Plan (GYRT) (基礎保険プラン、GYRT (団体向け、年次更新可))		2006年9月15日
3. Kasagana-Ka Mutual Benefit Association, Inc.	Basic Insurance Plan (GYRT) (基礎保険プラン、GYRT (団体向け、年次更新可))	死亡/TPD給付 - 自然要因 死亡/TPD給付 - 災害 死亡/TPD給付 - 自然要因/ 災害 自動車事故による入院給付 退職貯蓄基金	2007年4月19日
4. Ad Jesum Mutual Association, Inc	Basic Insurance Plan (GYRT) (基礎保険プラン、GYRT (団体向け、年次更新可))	死亡/TPD給付 - 自然要因 死亡/TPD給付 - 災害 死亡/TPD給付 - 自然要因/ 災害 入院支援給付 日当給付 災害治療費払戻し 災害補償給付(週毎)	2007年8月9日
5. Center for Agriculture & Rural Development (CARD) Mutual Benefit	Group Credit Life Ins. Plan (GCLIP) (団体信用生命保険プラン)	ローン残額支払	2007年12月18日
6. Santo Rosario Credit & Dev't. Cooperative (SRCDC) Mutual Benefit	Basic Insurance Plan (基礎保険プラン)	死亡/TPD給付 - 自然要因/ 災害	2008年10月9日
7. Tulaysa Pag-Unlad Inc. (TSPI) Mutual Benefit Association	Basic Insurance Plan (基礎保険プラン) Term Life Benefit (生命保険) Loan Availment Benefit (ローン利用保険)	死亡給付 - 自然要因/ 災害 災害による死亡・後遺障害・能力喪失 (ADD&D) TPD 給付 ローン残額支払 葬儀費用給付	2009年8月5日

I. INSURANCE MEMORANDUM CIRCULAR (IMC、保険に関する覚書回章) NO.9-2006に基づき承認されたマイクロインシュランス商品

MBAの名称	保険プランの名称	給付内容	承認日
--------	----------	------	-----

II. IMC NO. 1-2010に基づき承認されたマイクロインシュランス商品

8. Rural Bank of Talisayan Mutual Benefit Association (R BT-MBAI)	Group Credit Life Ins. Plan (GCLIP) (団体信用生命保険プラン)	ローン残額支払	2010年10月19日
9. Simbag sa Emerhensya Asin Dagdag Paseguro (SEDP) Mutual Benefit Asso. Inc.	Basic Insurance Plan (基礎保険プラン)	死亡給付 自然要因 災害 全身の恒久的障害 (TPD)	2010年2月1日
	Credit Life Insurance Plan (CLIP) (信用生命保険プラン)	ローン残額支払	2012年8月17日
10. Cooperative Alliance for Responsive Endeavor (CARE) Mutual Benefit	Basic Insurance Plan (基礎保険プラン) Group Credit Life Ins. Plan (GCLIP) (団体信用生命保険プラン)	死亡給付 自然要因 災害	2010年2月3日
	Credit Life Insurance Plan (CLIP) (信用生命保険プラン)	ローン残額支払	2010年10月19日
11. Quidan Pag-Inupdanay (QPI) Mutual Benefit Asso., Inc.	Basic Insurance Plan (基礎保険プラン)	死亡給付 自然要因 災害 自動車事故給付 入院給付 退職貯蓄基金	2010年2月3日
	Credit Life Insurance Plan (CLIP) (信用生命保険プラン)	ローン残額支払	2012年8月17日
12. Katipunan Bank Mutual Benefit Association Inc. (KB-MBAI)	Basic Insurance Plan (基礎保険プラン)	死亡給付 自然要因 災害	2010年6月7日
13. KCCDFI Mutual Benefit Association, Inc.	Basic Insurance Plan (基礎保険プラン)	死亡給付 自然要因 災害 自然要因/災害 自動車事故給付 入院給付 退職貯蓄基金	2010年10月29日
	Credit Life Insurance Plan (CLIP) (信用生命保険プラン)	ローン残額支払	2012年8月17日

MBAの名称	保険プランの名称	給付内容	承認日
14. Peoples Bank of Caraga Mutual Benefit Association, Inc.	Basic Insurance Plan (基礎保険プラン)	死亡給付 自然要因 災害 災害死亡の場合の埋葬費用 給付 入院給付	2010年10月5日
15. Ad Jesum Mutual Association, Inc	Group Credit Life Ins. Plan (GCLIP) (団体信用生命保険プラン)	ローン残額支払	2011年3月15日
16. Santo Rosario Credit & Dev't. Cooperative (SRCDC) Mutual Benefit	Credit Life Insurance Plan (CLIP) (信用生命保険プラン)	ローン残額支払	2011年12月26日
17. National Confederation of Cooperatives (NATCOO)	Mutual Benefit System (相互扶助システム)	死亡給付 自然要因 災害	2012年5月28日
	Group Micro Credit Insurance Plan (団体向けマイクロクレジット保険プラン)	ローン残額支払	2012年12月9日
18. Mindanao Educators Mutual Benefit Association, Inc.	Mutual Benefit Plan (MBP) (相互扶助プラン)	死亡 自然要因	2012年6月4日
19. Tulaysa Pag-Unlad Inc. (TSPI) Mutual Benefit Association	Amended Basic Insurance Plan 基礎保険プラン (改定版) Temi Life Benefit 生命保険	死亡給付 自然要因 災害、死亡、後遺障害および機能喪失 (ADD&D) 全身の恒常的な障害 (TPD) に対する給付	
		ローン残額支払 葬儀費用給付	
20. Alalay sa Kaunlaran (ASKI) Mutual Benefit Association, Inc.	Credit Life Insurance Plan (CLIP) (信用生命保険プラン)	ローン残額支払	2012年8月15日
21. Kasagana-Ka Mutual Benefit Association, Inc.	Credit Life Insurance Plan (CLIP) (信用生命保険プラン)	ローン残額支払	2012年8月17日
22. Kazama Grameen (KGI) Mutual Benefit Association	Basic Insurance Plan for Microinsurance (マイクロインシュランス向け基礎保険プラン)	死亡/TPD給付 自然要因 災害 入院給付	2012年11月6日

MBAの名称	保険プランの名称	給付内容	承認日
23. FICCO Mutual Benefit Association	Basic Insurance Plan for Microinsurance (マイクロインシュランス向け基礎保険プラン)	死亡/TPD給付 自然要因 災害	2012年11月6日
24. Paglaum Mutual Benefit Association, Inc.	Basic Insurance Plan for Microinsurance (マイクロインシュランス向け基礎保険プラン)	死亡/TPD給付 自然要因 災害 自動車事故の場合の入院 給付 退職貯蓄基金	2012年11月16日
25. CARD Mutual Benefit Association, Inc.	Revised Basic Life Insurance Plan for Microinsurance マイクロインシュランス向け基礎保険プラン (改定版)	死亡/TPD給付 自然要因 災害 自動車事故の場合の入院 給付 退職貯蓄基金	2012年11月19日
26. Manila Public School Teachers Association Inc. (MPSTA)	MPSTA-Mutual Benefit System Microinsurance Plan (相互扶助システムによるマイクロインシュランス・プラン)	死亡給付 自然要因 災害 入院給付 日当給付	2013年5月8日
27. Pag-Asa ng Piney Mutual Benefit Association, Inc. (PPM BAI)	Basic Insurance Plan for Microinsurance (マイクロインシュランス向け基礎保険プラン) Credit Life Insurance Plan (CLIP) (信用生命保険プラン)	死亡/TPD給付 自然要因 災害 ローン残額支払	

* 非嫡出子を含む

** 慣習法上の配偶者を含む

付属資料3. 生命保険会社と承認済みマイクロインシュランス商品の一覧 (2013年)

本件資料は下記の保険委員会ウェブサイトに掲載。

www.insurance.gov.ph

付属資料4. 損害保険会社と承認済みマイクロインシュランス商品の一覧 (2013年)

本件資料は下記の保険委員会ウェブサイトに掲載。

www.insurance.gov.ph

付属資料 5. フィリピン保険委員会およびフィリピン中央銀行の回章および保険覚書回章

- 6.1. Insurance Commission Circular Letter 29 – 2010
- 6.2. Insurance Commission Circular Letter 05 – 2011
- 6.3. Insurance Commission Circular Letter 06 – 2011
- 6.4. Insurance Commission Circular Letter 15 – 2013
- 6.5. Insurance Commission Circular Letter 16 – 2013
- 6.6. Insurance Commission Circular Letter 17 – 2013
- 6.7. Insurance Commission Circular Letter 18 – 2013
- 6.8. Insurance Commission Circular Letter 17 – 2014
- 6.9. Insurance Commission Circular Letter 29 – 2014
- 6.10. Insurance Commission Circular Letter 41 – 2014
- 6.11. Insurance Commission Circular Letter 42 – 2014
- 6.12. Insurance Commission Circular Letter 46 – 2015
- 6.13. Insurance Commission Circular Letter 53 – 2015
- 6.14. Insurance Commission Circular Letter 54 – 2015
- 6.15. Insurance Commission Insurance Memorandum Circular 9 – 2006
- 6.17. Insurance Commission Insurance Memorandum Circular 11 – 2006
- 6.18. Insurance Commission Insurance Memorandum Circular 1 – 2010
- 6.19. Joint Insurance Commission – CDA – SEC Memorandum Circular 01 – 2010
- 6.20. Joint Insurance Commission – CDA – SEC Memorandum Circular 02 – 2010
- 6.21. BIR Memorandum Order 20 – 2013

参考文献

(n.d.). Retrieved from Philippine Statistical Authority: http://www.nscb.gov.ph/secstat/d_accounts.asp

(n.d.). Retrieved from Insurance Commission: http://www.insurance.gov.ph/htm/_about_mandate.asp

(2014). Retrieved from PhilHealth: http://www.philhealth.gov.ph/about_us/mandate.html

(2015). Retrieved from ICMIF: <https://www.icmif.org/global-mutual-and-cooperative-market-infographic-2014>

Africa, T. (2011, March 18). SWS. Retrieved from Family Income Distribution in the Philippines, 1985–2009: Essentially the Same: https://www.sws.org.ph/pr20110321%20-%20Family%20Income%20Distribution%20by%20Mr%20Tomas%20Africa_FINAL.pdf

Aquino, R. B. (2015, February 2). Nontraditional channels being tapped to distribute microinsurance. Retrieved from Business World Online: <http://bworldonline.com/content.php?section=Economy&title=nontraditional-channels-being-tapped-to-distribute-microinsurance&id=101977>

Asian Development Bank. (2013). Assessment of Microinsurance as an Emerging Microfinance Service for the Poor, The Case of the Philippines. Mandaluyong City: Asian Development Bank. Retrieved from . <http://www.adb.org/sites/default/files/publication/30206/assessment-microinsurance-service-poor.pdf>

Bactol, R. (July 2015). The Status of Microinsurance in the Philippines, A Presentation to the Microfinance Council. A presentation to the Microfinance Council of the Philippines, Insurance Commission, Manila. Retrieved from http://www.microfinancecouncil.org/wp-content/uploads/2015/08/Breakout-Session-1_Microinsurance_Hon.-Emmanuel-Dooc-Rosalina-Bactol.pdf

Balisacan, A. (2015, July 28). Speech of Secretary Balisacan on the Philippine Economic Growth and the Growth in the Property Sector at Tops–LRA Summit 2015. Retrieved from National Economic and Development Authority: <http://www.neda.gov.ph/2015/07/28/speech-secretary-balisacan-philippine-economic-growth-growth-property-sector-tops-lra-summit-2015/>

Barbin, E. A., Lomboy, C. and Soriano, E. S. (2002). A field study of microinsurance in the Philippines. International Labour Organization. Retrieved from <http://www.ilo.org/dyn/infoecon/docs/456/F1395335183/SFU%20A%20field%20study%20of%20microinsurance%20in%20the%20Phili.pdf>

Bersales, G. (2014, July 28). A 142 million Philippine population by 2045? Retrieved from Philippine Statistical Authority: <https://psa.gov.ph/content/142-million-philippine-population-2045>

Brooks, K. (2014, January/February). Six Markets to Watch: Indonesia and the Philippines A Tale of Two Archipelagoes. Retrieved from Foreign Affairs The Magazine: <https://www.foreignaffairs.com/articles/indonesia/2013-12-06/six-markets-watch-indonesia-and-philippines>

Business News Asia. (2015, August 20). This Asian Country Has World's Highest Insurance Penetration. Retrieved from Business News Asia: <http://www.businessnewsasia.com/201508205231887-this-asian-country-has-worlds-highest-insurance-penetration/>

Business World Online. (2015, August 19). Retrieved from Philippine Life Insurance Market one of the Most Liberalized in Southeast Asia: <http://www.bworldonline.com/content.php?section=Finance&title=phl-life-insurance-market-among-most-liberalized-in-southeast-asia&id=113759>

CNN. (2015). Retrieved from <http://cnnphilippines.com/business/2015/06/02/ph-bests-apec-peers-microinsurance-2015.html>

Congress of the Philippines. (2013). Insurance Code.

Cooperative Development Authority. (n.d.). Cooperative Code of 2008. Retrieved from Republic Act 9520: <http://www.cda.gov.ph/resources/issuances/philippine-cooperative-code-of-2008/republic-act-9520>

Danish Trade Union Council for International Cooperation. (2014). Retrieved from The Philippines, Labor Market Profile: http://www.ulandssekretariatet.dk/sites/default/files/uploads/public/PDF/LMP/Imp_philippines_2014_final_draft.pdf

Dror, D. M., and Jacquier, C. (1999). Micro-insurance: Extending Health Insurance to the Excluded. *International Social Security Review*, 52, 71–97.

Economist Intelligence Unit. (2014). Global Microscope 2014. Retrieved from The enabling environment for financial inclusion: http://www.citi.com/latinamerica/en/community/data/2014_Global_Microscope-EN.pdf

Ganapin, B. A. (n.d.). Philippine Economy Performance, Challenge and Outlook. Retrieved from <https://www.rotman.utoronto.ca/-/media/Files/Programs-and-Areas/RIIB/LINK14%20Country%20Reports/Philippines.pdf>

GIZ RFPI Asia. (2015). Regulatory Impact Assessment of Microinsurance Philippines. Manila: GIZ.

GTZ. (2009). Demand Study of Microinsurance in the Philippines. Manila: GTZ.

ICMIF. (2014, April 9). <http://www.icmif.org/news/mutual-and-cooperative-insurers-continue-outperform-rest-insurance-market-0>. Retrieved from Mutual and cooperative insurers continue to outperform the rest of the insurance market.

Inquirer.net. (2015, January 24). Retrieved from: More Filipinos Now Covered by Insurance: . <http://business.inquirer.net/185476/more-filipinos-now-covered-by-insurance>

Insurance Commission . (2015, May). Retrieved from Insurance Commission Statistics: http://www.insurance.gov.ph/_@admin/upload/statistics/CA_Ext2014-2015May.pdf

Insurance Commission . (2015, October). Retrieved from Insurance Commission Statistics: http://www.insurance.gov.ph/_@admin/upload/statistics/IIP30Sept2015.pdf

Insurance Commission. (2012, November). Retrieved from Insurance Commission Statistics: http://www.insurance.gov.ph/_@admin/upload/statistics/CA_Ext2014-2015May.pdf

Insurance Commission. (2013). Retrieved from Key Statistical Information 2009–2013: http://www.insurance.gov.ph/_@admin/upload/statistics/Key_Data_2013.pdf

Insurance Commission. (2014, June). Retrieved from Insurance Industry Statistics: http://www.insurance.gov.ph/_@admin/upload/statistics/IIP30june2014.pdf

Insurance Commission. (2014). <http://www.insurance.gov.ph>. Retrieved from Key Statistical Data 2010 to 2014: http://www.insurance.gov.ph/_@admin/upload/statistics/Key_Data_2014.pdf

Insurance Commission. (2015, May). Retrieved from Insurance Commission Statistics: http://www.insurance.gov.ph/_@admin/upload/statistics/CA_Ext2014-2015May.pdf

Insurance Commission. (n.d.). Granting of Certificate of Authority as Mutual Benefit Association. Retrieved November 16, 2015, from http://www.insurance.gov.ph/_@admin/upload/reports/licensingPDFServ/7.pdf

Insurance Commission Reports. (n.d.). Retrieved from Memorandum Circular 9–2006, October 2006, Microinsurance Regulation and Declaration of Policy Objectives: http://www.insurance.gov.ph/_@admin/upload/reports/IMC%209-2006%20microinsurance.pdf

Insurance Commission Reports. (2010, January). Retrieved from Memorandum Circular 1–2010: http://www.insurance.gov.ph/_@admin/upload/reports/IMC%201-2010.pdf

International Futures at the Pardee Center. (2015). Country Profile – Philippines IFs Version 7.15. Retrieved from International Futures at the Pardee Center: http://www.ifs.du.edu/ifs/frm_CountryProfile.aspx?Country=PH

International Labour Organization. (n.d.). Retrieved from Informal Sector: <http://www.ilo.org/manila/areasofwork/informal-economy/lang--en/index.htm>

Llanto, G. M. (2007). Policy and Regulatory Issues and Challenges in Microinsurance: A Philippine Case. *Philippine Journal of Development*, XXXIV(1), 62–86.

Llanto, G., Geron, M., Almario, J. (2008, May). Making Insurance Markets Work for the Poor: Microinsurance policy, regulation and supervision.

McCord, M. J., Qureshi, Z., Patel, S. and Wohlner, E. (2003). Preliminary Donor Guidelines for Supporting Microinsurance. CGAP Working Group on Microinsurance. Retrieved from <http://www.askmi.in/docs/Research%20and%20studies/CGAP%20Draft%20Donor%20Guidelines.pdf>

Mendoza, R. U. and Gloria E. (2014, November 1). Is the Filipino middle class over-taxed? Retrieved September 20, 2015, from Rappler: <http://www.rappler.com/thought-leaders/65114-filipino-middle-class-over-taxed>

Mosveldtt. (2013). Revised Insurance Code Takes Effect. Retrieved from info@mosveldttlaw.com: <http://www.mosveldttlaw.com/index.php/information-center-4/23-legal-updates/53-new-insurance-law>

Oxford Business Group. (2015). The Philippine insurance industry expands despite the effects of natural disasters. Retrieved from Oxford Business Group: <http://www.oxfordbusinessgroup.com/overview/philippine-insurance-industry-expands-despite-effects-natural-disasters>

Philhealth. (2012). Retrieved from PhilHealth Circular No.44: http://www.philhealth.gov.ph/circulars/2012/circ44_2012.pdf

Philippine Crop Insurance Corporation. (n.d.). Retrieved from <http://pcic.gov.ph/about-us/>

Philippine Statistical Authority. (2015, November). Economic Accounts. Retrieved from http://www.nscb.gov.ph/secstat/d_accounts.asp

Philippine Statistical Authority. (2015, August). Statistics. Retrieved from Labor and Employment.

Porcil, Josefina Tan. (2009). Retrieved from www.adrc.asia: <http://www.adrc.asia/countryreport/PHL/2009/PHL2009.pdf>

Portula, D., Vergara, R. (2013, August). The Philippine experience on Microinsurance Market Development. Retrieved from https://a2ii.org/fileadmin/data_storage/documents/internal_documents/Case_Study_Philippines_on_Microinsurance_market_development_FINAL.pdf

PwC. (2013). Insurance Facts and Figures Asian Region 2013. PricewaterhouseCoopers. Retrieved from http://www.pwccn.com/webmedia/doc/635138995117955140_Asia_Insurance_Facts_Figures.pdf

Relampagos, J. e. (1990, November). Philippine Institute for Development Studies. Retrieved from A Study of the Operations and Performance of Selected Credit Cooperatives in the Philippines: <http://dirp3.pids.gov.ph/ris/wp/pidswp9023.pdf>

Virola, R. e. (2013, October). Will the Recent Robust Economic Growth Create a Burgeoning Middle Class In The Philippines? Retrieved from http://www.nscb.gov.ph/ncs/12thncs/papers/INVITED/IPS-24%20Poverty%20and%20Inequality%20I/IPS-24_1%20Will%20the%20Recent%20Robust%20Economic%20Growth%20Create%20a%20Burgeoning%20Middle%20Income%20Class%20in%20the%20Philippines.pdf

Virola, R., Encarnacion, J., Balamban, B., Viernes, M. (2013). Will the Recent Robust Economic Growth Create a Burgeoning Middle Class? Retrieved from http://www.nscb.gov.ph/ncs/12thncs/papers/INVITED/IPS-24%20Poverty%20and%20Inequality%20I/IPS-24_1%20Will%20the%20Recent%20Robust%20Economic%20Growth%20Create%20a%20Burgeoning%20Middle%20Income%20Class%20in%20the%20Philippines.pdf

World Bank. (2015, October). Retrieved from <http://www.worldbank.org/en/country/philippines/overview>.

The International Cooperative and Mutual Insurance Federation (ICMIF) is a best practice organization committed to giving its members from around the world a competitive advantage. ICMIF helps to grow its mutual and cooperative insurance member organizations by sharing strategies and the latest market intelligence.

Copyright © International Cooperative and Mutual Insurance Federation (ICMIF) 2018

ICMIF

Denzell House, Dunham Road, Bowdon, Cheshire, WA14 4QE, UK

Tel: +44 161 929 5090 Fax: +44 161 929 5163

Follow us on Twitter @icmif_micro

Watch our videos on Youtube – youtube.com/ICMIFmicroinsurance

Date published: May 2018

Date of Study: 2015

www.icmif555.org

icmif

International Cooperative and Mutual Insurance Federation